

**建設工事競争入札参加資格審査申請書、
経営事項審査申請書 作成の手引き
及び 建設業法関係資料**

1 入札参加資格審査申請について

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第5項第9号において同じ。)のうち、高知県が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。第3条第2項において同じ。)の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)等について定める。

(入札参加資格者)

第2条 入札参加資格のある者は、次条の規定により資格審査を受け、高知県建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

(資格審査)

第3条 資格審査は、翌年度の入札参加資格について、毎年10月1日を審査基準日として実施する。

2 資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(第5項第1号において「工事種類」という。)ごとに行い、同法第27条の23の規定による経営事項審査(同項第2号において「経営事項審査」という。)の総合評定値と、知事が別に定める審査項目の評価点の合計値(次項第2号において「地域点数」という。)との合計(第9条において「総合点数」という。)に基づき資格者名簿への登載を行う。

3 資格審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を第1項の審査基準日(以下「審査基準日」という。)の翌年の1月31日(その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日)までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請期間を別に定めることができる。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書(県内業者)
- (2) 知事が別に定める地域点数の審査に必要な書類
- (3) 年間委任状(提出の必要がある者のみとし、様式は、適宜とする。)
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

4 前項の規定による書類の提出に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書の原本各1部
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。
- (1) 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者
 - (2) 審査基準日の直近の8月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者
 - (3) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日（次号において「申請日」という。）までに完納した場合は、この限りでない。
 - (4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあっては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあっては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
 - (5) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - (6) 破産者で復権を得ないもの
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの
 - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、または雇用しているもの

- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

（資格審査の結果の通知及び公表）

第 4 条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書により資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第 5 条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があったときは、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第 6 条 知事は、有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 建設業の許可を取り消されたとき。
- (2) 第 3 条第 3 項各号及び第 4 項各号に掲げる書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) 第 3 条第 5 項第 5 号から第 9 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 入札参加資格を辞退したとき。

(5) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

(入札参加資格の承継)

第7条 有資格者である個人（以下この条において「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は無資格者（資格者名簿に登録されていない者をいう。次条第1項において同じ。）である個人が有資格者個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を承継するものとする。この場合においては、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書及び知事が必要があると認める書類を知事に提出しなければならない。

(会社の合併等による入札参加資格の承継の手続)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが合併した場合
- (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、入札参加資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- (4) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き入札参加資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は入札参加資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

(資格審査の特例)

第9条 第3条第2項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の規定による合併会社、同項第4号の規定による協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合である場合における総合点数の算定方法等については、知事が別に定める。

(入札参加資格の再審査)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）

による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）
- (2) 経営事項審査申請書類一式
- (3) 手続開始の決定書等の写し
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

この告示（平成16年8月高知県告示第543号）は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成17年7月高知県告示第538号）は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成18年8月高知県告示第556号）は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この告示（平成19年8月高知県告示第492号）は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成22年9月高知県告示第522号）は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成23年9月高知県告示第642号）は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成26年9月高知県告示第525号）は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この告示（平成29年3月高知県告示第163号）は、平成29年4月1日から施行する。

※様式は次のページをご参照下さい。※

高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）：

P1-68～75

資格決定通知書：P1-81

高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書：P1-85

高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届：P1-86

※コンプライアンス基本方針作成例：P1-46～67

高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領

(趣 旨)

第1 「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」第3条に基づき、地域点数の審査項目、算定方法等について定める。

(審査項目及び地域点数の算定方法)

第2 地域点数は、次に掲げる審査項目について算定した評価点の合計値とする。

- 一 工事成績評定
- 二 優良工事表彰
- 三 監理技術者資格者数
- 四 技術研修の実施
- 五 特許権、実用新案権の取得
- 六 安全対策
- 七 公共工事元請完成工事高
- 八 工事施工能力評定
- 九 指名停止
- 十 ISOのマネジメントシステム審査登録等
- 十一 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業の取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績
- 十二 不当要求防止責任者講習
- 十三 従事職員数
- 十四 障害者雇用
- 十五 災害協力等
- 十六 県産品の使用
- 十七 地域ボランティア

(各審査項目の評価点の算定方法)

第3 各審査項目の評価点の算定方法は、次のとおりとする。

1 技術に優れた企業に対する評価

(1) 工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県建設工事検査規程第13条の規定に基づいて実施された、前年度及び前々年度の各工事成績評定における評定点の平均点（小数点以下切り捨て）を、次の表に当てはめ、評価点とする。

なお、工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該評価点に乗じて（小数点以下切り捨て）評価点とする。ただし、減点には乗じない。

工事成績評定	評価点	工事成績評定	評価点
80点以上	+ 120	64点	- 6
79点	+ 108	63点	- 12
78点	+ 96	62点	- 18
77点	+ 84	61点	- 24
76点	+ 72	60点	- 30
75点	+ 60	59点	- 36
74点	+ 54	58点	- 42
73点	+ 48	57点	- 48
72点	+ 42	56点	- 54
71点	+ 36	55点	- 60
70点	+ 30	54点以下	- 120
69点	+ 24		
68点	+ 18		
67点	+ 12		
66点	+ 6		
65点	0		

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

当該年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）を受けている場合又は優良建設工事の所長表彰（土木事務所、林業事務所、農業振興センター）（土木一式工事に限る。）は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

表彰の種類	点数
高知県知事賞	1件 25
優良賞	1件 15
所長賞	1件 5

(3) 監理技術者数（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者（土木一式工事に限る。）について、人数に1点を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。

(4) 技術研修の実施（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録学習単位数について評価する。

従事職員の登録学習単位数の合計単位数を6単位（UNIT）で除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする（上限は20点とする。）。

(5) 特許権、実用新案権の取得（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業者が、土木一式工事に係る特許権、実用新案権を取得している場合は、取得件数に2点を乗じた値を評価点とする（上限は20点とする。）。

(6) 安全対策（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点5点とする。

2 経営に優れた企業に対する評価

(1) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

審査基準日の直近の8月末までに終了した事業年度に係る公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）を1,000万円を除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする（上限は30点とする。）。

(2) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の工事に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係るX1評点に0.1を乗じた値を評価点とする（小数点以下切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が1,000万円未満については対象としない。

(3) 指名停止（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日前1年間（前年10月1日から当年9月30日）において、高知県建設工事指名停止等措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、-10点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が1月未満の端数は、1月とする。（平成27年度入札参加資格審査より下限は撤廃。）

3 社会と地域に貢献する企業に対する評価

(1) ISOのマネジメントシステム審査登録等（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）の審査登録又は（一財）持続性推進機構が実施する「エコアクション21」の認証・登録を受けている場合は、評価点20点とする。ただし、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査において、ISO14000シリーズの登録が有りとして評価されている場合の評価点は13点とする。

- (2) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）
- 入札参加資格審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている場合、又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点 20 点とする。
- また、入札参加資格審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点 10 点とする。
- 加えて、入札参加資格審査基準日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ入札参加資格審査基準日以前 3 年間の間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）は、評価点 10 点とする。
- なお、当該項目の評価点の上限は 20 点とし、「次世代育成支援企業認証等」、「高知県見守り雇用主認証」及び「協力雇用主としての登録及び雇用実績」の全てに該当する場合でも、評価点は 20 点とする。
- (3) 不当要求防止責任者講習（全業種に適用）
- 入札参加資格審査基準日の 3 年前の日の属する年度の 4 月 1 日から入札参加資格審査基準日までの間に、暴力団対策法第 14 条に基づき高知県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講している場合は、評価点 5 点とする。
- なお、受講者が、入札参加資格審査基準日において、当該建設業者に在籍していることを条件とする。
- (4) 従事職員数（土木一式工事に適用）
- 従事職員数に 1 点を乗じた値を評価点とする（上限は 50 点とする。）。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している常勤の従事職員とする。
- (5) 障害者雇用（土木一式工事に適用）
- 法定雇用率（2.2%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数 45.5 人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点 20 点とする。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。
- なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）に基づき判断する。
- (6) 災害対応協力等（土木一式工事に適用）
- ア 前年度及び前々年度において、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1 件につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。
イ 入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営する GPS 携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点 10 点とする。
ウ 入札参加資格審査基準日において、国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む）が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点 10 点とする。
- (7) 県産品の使用（土木一式工事に適用）
- 前年度に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事 1 件につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。
- (8) 地域ボランティア（土木一式工事に適用）
- 前年度において、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、1 回の活動につき評価点 2 点とし、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け事業に参加した場合は、1 回の参加につき評価点 4 点とする（上限は 20 点とする。）。

(必要書類)

第4 地域点数の審査に必要な書類は、地域点数審査調書(別記1号様式)及び同調書に記載の書類とする。

附 則

(施行日)

この要領は、平成16年10月1日から施行し、平成17年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成17年10月1日から施行し、平成18年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成18年10月1日から施行し、平成19年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成19年10月1日から施行し、平成20年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成22年10月1日から施行し、平成23年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成23年10月1日から施行し、平成24年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成26年10月1日から施行し、平成27年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成28年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成28年10月1日から施行し、平成29年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成30年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成29年10月1日から施行し、平成30年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成30年10月1日から施行し、平成31年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

〔地域点数審査調書〕

(別記1号様式)

1 工事成績評定

前年度に高知県発注の工事成績評定を受けた土木一式工事、建築一式工事の件数を記入のこと。(完成検査日が平成30年度中の工事成績評定通知書(写)を添付)

申請者	
許可番号	—

土木一式工事 件 建築一式工事 件

2 ISO(国際標準化機構)のマネジメントシステム等の登録(ISOについては登録証及び定期審査報告書(写)を添付、

ISO (登録年月日:令和 年 月 日)
(経審の評価: 有・無)

エコアクション (登録年月日:令和 年 月 日)

エコアクション21については認証・登録証(写)を添付
該当有りの場合「1」を記入。

3 ・次世代育成支援企業認証等の取得(次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(写)

又は高知県ワークライフバランス推進企業認証書(高知県次世代育成支援企業認証書)(写)を添付 該当有りの場合「1」を記入。

次世代育成支援企業認証等 (認定または認証年月日:令和 年 月 日)

・高知県見守り雇用主認証企業の取得(認証企業証書(写)を添付) 該当有りの場合「1」を記入。

高知県見守り雇用主認証 (認証年月日:令和 年 月 日)

・協力雇用主の登録及び雇用実績(証明書(写)を添付) 該当有りの場合「1」を記入。

協力雇用主 (登録年月日:令和 年 月 日 雇用開始日:令和 年 月 日)

4 安全対策(建設業労働災害防止協会に加入している場合は、「1」を記入。(加入していることを証明する書面(原本)を提示)

5 「不当要求防止責任者講習」を受講している場合は、「1」を記入。(受講修了書(写)を添付)

(受講年月日:令和 年 月 日)

※ 受講者が職員一覧表に記載のない者の場合、在籍確認のため、健康保険被保険者証(写)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳(10月分、支払いがまだの場合は直近の分)等を提示。

(注) 項番 6～15については、土木工事業を申請する場合のみ記入してください。

6 土木工事業の監理技術者資格者数

土木工事業で、雇用期間が6ヶ月を超え、かつ過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者資格者数を記入のこと。

 人

7 土木技術の研修

全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度(土木施工管理/CPDS)」における登録学習単位数の合計を記入のこと。(土木施工管理技士会の学習履歴証明書を提示)

 単位

8 土木一式工事に係る特許権、実用新案権の取得

土木一式工事に係る特許権、実用新案権を取得している場合は、その件数を記入のこと。(登録を証明する書面(写)を添付)

 件

9 公共工事元請完成工事高

直前の事業年度における土木一式工事の完成工事高のうち、公共元請完成工事高が1千万円を超えている場合はその金額を記入すること。

 千円(1千万円未満は切り捨てる)

10 指名停止

審査基準日前直前の1年間(10月1日～9月30日)において、指名停止が開始した場合は、指名停止期間を記入のこと。(指名停止通知書(写)を提示)

 月(停止期間が1月未満の場合は、1月と記入のこと)

11 従事職員数

10月1日現在で雇用期間が1年を超える常勤の従事職員数を記入のこと。

 人

12 障害者雇用

10月1日現在で雇用期間1年を超える障害者の人数を記入のこと。(障害者手帳(写)、療育手帳(写)及び精神障害者保健福祉手帳(写)を提示) ※労働局に障害者雇用状況報告書を提出している場合はその写を添付

 人 (内訳:身体障害者 人、知的障害者 A・B 人、精神障害者 人)

13 災害対応協力等

前年度及び前々年度において、県の要請に基づき災害時の復旧工事等を行った場合は、件数を記入すること。
(県の緊急工事又は緊急委託業務の発注依頼書(写)を添付)

 件

一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、「1」を記入のこと。(登録していることを別途該当事業者名簿で確認します)

国又は市町村(消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む)が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、「1」を記入のこと。(登録していることを証明する書類(原本)を提示)

14 県産品の使用

前年度に完成した県発注工事において、県内産資材を使用した件数を記入すること。(該当する場合は、施工計画書別添様式「主要材料」(写)を添付)

 件

15 地域ボランティア

前年度において、県の土木事業に関するボランティア活動(ふれあいの道づくり支援事業)及び県の海岸緊急清掃事業参加団体(ビーチボランティア)に登録し、活動を行った場合に活動回数を記入すること。

 回 (該当する場合は、活動実績報告書の(写)を添付) ロードボランティア 回+ビーチボランティア 回×2

地域点数計算表(行政庁使用欄)

コンプライアンス策定

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	有
土															無
建															

合併会社に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領

(目的)

第1 この要領は、合併会社の受注機会の確保を図ることにより、建設業の構造改善を推進するため、高知県の発注する工事の入札参加資格者における合併会社の総合点数の算定方法等に関する特例を規定する。

(特例適用の対象)

第2 合併会社に係る総合点数の算定方法等の特例は、以下の全ての要件を満たすものについて適用する。

- 一 高知県内に主たる営業所を有し、合併時点において、高知県の入札参加資格の認定を法人として3年以上継続して受けている建設業者間の合併であること。
- 二 合併時点において、合併する企業(3社以上の合併にあつては、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第2項により算定された総合点数上位2社)の工事種類ごとの総合点数の差が10%以内であること。
- 三 合併日以前の3年間に、資本関係(出資比率20%以上)があつた建設業者間の合併は、対象としない。

(合併会社の総合点数の算定方法)

第3 合併会社の総合点数の算定方法は、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第2項により算定された各年度の工事種類ごとの総合点数に、当該総合点数の5%に相当する点数(小数点以下切り捨て)を加えて算定するものとする。ただし、5%に相当する点数が、50点を超える場合は、50点とする。
なお、加算期間は、合併した年度及び次年度とする。

(申出手続)

第4 合併会社に係る総合点数の算定方法等に関する特例適用の申出は、別記1号様式による「合併会社の資格審査特例適用の申出書」に、次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。

- 一 合併時以降の総合評定値通知書の写し
- 二 合併時の登記簿謄本の写し

附 則

この要領は、平成10年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 平成12年9月30日までに特例適用の申出をしたものについては、合併時から基準日の前日までの期間が3年を経過するまでは、改正前の基準によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 平成16年9月30日までに特例適用を申出て、改正前の基準により算定された16年度の合併会社の総合点数については、16年度中はその効力を有する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日から平成28年3月31日までの間に合併した場合及び平成25年4月1日において合併の日から2年を経過していない場合は、第3中「年度及び次年度」を「日の属する年度から当該年度の翌々年度まで」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年7月22日から施行する。

(別記1号様式)

合併会社の資格審査特例適用の申出書

令和 年度において高知県が発注する建設工事の入札参加資格者の格付にあたって、合併会社の総合点数の算定方法に関する特例の適用を申し出ます。

なお、申出書の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

高知県知事 様

申出者

許 可 番 号

主たる営業所の所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

印

記

1 合 併 日 令和 年 月 日

2 存続会社名

許 可 番 号

3 消滅会社名

許 可 番 号

行政庁記入欄（記入しないでください。）

会社名	業種	現年・総合点数	前年	前々年

1 資本関係 有 ・ 無
(出資比率 20%以上)

2 適用有無 有 ・ 無

3 加算率 5% (点) ・ 50 点

4 適用業種 ()

()

()

()

事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領

(目的)

第1 この要領は、高知県の発注する工事についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、高知県において入札参加資格者の資格を定める場合における事業協同組合の総合点数の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

- 第2 この要領において「事業協同組合」とは、次の各号に該当する者をいう。
- 一 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合であること。
 - 二 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可業者であり、県内に主たる営業所を有すること。
 - 三 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていること。
- 2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は3（当該組合を除く。）を超えてはならないものとする。
- 一 当該組合の組合員であること。
 - 二 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
 - 三 本特例の適用を希望する業種に対応する許可業種について建設業法第3条の規定による許可及び当該許可に係る建設業を対象とする経営事項審査を受けている者であること。
 - 四 当該年度において高知県入札参加資格が認定されている者であること。

(総合点数の算定方法に関する特例)

- 第3 総合点数の算定における経営事項審査の各審査項目の評点は次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これにより算出された総合評定値が、当該組合単独の場合の総合評定値を50点以上上回るときは、当該組合単独の場合の総合評定値に50点加算したものを総合評定値とする。
- 一 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和から算出する。
 - 二 自己資本額及び平均利益額に係る評点は、当該組合及び各審査対象者の自己資本の額及び平均利益額のそれぞれの和から算出する。
 - 三 経営状況の評点は、当該組合及び各審査対象者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
 - 四 建設業の種類別の技術職員の数及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点は、当該組合及び各審査対象者の建設業の種類別の技術職員の数及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高のそれぞれの和から算出する。
 - 五 その他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合及び各審査対象者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

(特例の適用)

- 第4 第3の規定は、組合の希望工事種別のうち当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に対応するものであり、かつ、同規定による特例の適用の申出をしたものについて適用するものとする。
- 2 前項の申出は、別記1号様式による事業協同組合の資格審査特例適用の申出書に次の各号に定める書類を添付して提出することによるものとする。

- 一 当該組合及び審査対象者の経営事項審査結果通知書
- 二 当該組合及び審査対象者の役員名簿
- 三 組合員名簿
- 四 官公需適格組合証明書

(特例適用組合の指名)

第5 第3の規定の適用を受けた組合（以下「特例適用組合」という。）を入札参加者として指名しようとするときは、高知県各部局における建設工事指名競争入札参加者の指名基準の定めるところによるものとする。ただし、当該組合とその組合員が、同一規模の工事を指名競争入札の対象工事とする場合は、当該組合の指名はしないものとする。

(変更等の届出)

第6 特例適用組合は、次の各号に該当することとなったときは、速やかに、その旨を知事に届出なければならないものとする。この場合において、その届出が第3号に該当するときは、当該事項を証明する証明書を提出するものとする。

- 一 審査対象者が第2第2項各号に該当しなくなったとき。
- 二 適格組合証明を取消されたとき。
- 三 適格組合証明の更新を受けたとき。

(資格の認定の変更)

第7 知事は、特例適用組合から第6に定める届出があった場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を変更するものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 平成16年9月30日までに特例適用を申出て、改正前の基準により算定された16年度の総合点数については、16年度中はその効力を有する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

事業協同組合の資格審査 特例適用の申出書

令和 年度において高知県が発注する建設工事の入札参加資格者の格付にあたって、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を申し出ます。

なお、申出書の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

(申出者) 許可番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 審査対象者名 | 許可番号 |
| 2 | 審査対象者名 | 許可番号 |
| 3 | 審査対象者名 | 許可番号 |

*行政庁記入欄 (記入しないでください。)

1 適用の有無 有り ・ 無し

2 適用後格付

協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業者が設立する協業組合の受注機会の確保を図ることにより、建設業の構造改善を推進するため、高知県が発注する工事の入札参加資格審査における総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を定める。

(定義)

第2条 この要領における協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

2 この要領における協業組合設立の日は、協業組合設立の登記の日とする。

3 この要領における等級とは、高知県建設工事入札参加資格者名簿に記載するランクをいう。

(特例措置の対象)

第3条 この要領による特例措置の対象は、高知県内に主たる営業所を置く協業組合のうち、次の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

(1) 高知県内に主たる営業所を置く 建設業者で構成されたものであること。

(2) 組合員の4者以上が高知県が発注する建設工事の入札参加資格を協業組合設立前に引き続き3年以上有する者であること。

(総合点数の算定方法)

第4条 組合員の2者以上が協業組合設立前に同一工事種類の入札参加資格を有する場合であって、工事種類ごとの上位2者が同一又は直近の等級を有するときは、組合設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第2項により算出した当該工事種類の総合点数に当該総合点数の10パーセントに相当する点数（小数点以下は切捨て）を加えて算定する。

2 前項の規定による総合点数の加算は、組合設立前に組合員が有する最上位の等級の直近上位の等級に相当する点数に達するまでとする。

(入札参加機会の確保)

第5条 土木一式工事については、組合員の2者以上が協業組合設立前に入札参加資格を有する場合であって、上位2者が同一又は直近の等級を有するときは、組合設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、次の各号に定める等級の工事についても入札に参加させることができるものとする。ただし、協業組合設立前に、土木一式工事の最上位等級を有する組合員が1者でもいる場合には、この条の規定は適用しない。

(1) 組合員のうち、協業組合として新たに格付けされた等級の直近下位の等級を組合設立前に有する者があるときは、協業組合の等級の直近下位の等級

(2) 組合員のうち、協業組合として新たに格付けされた等級の2等級下位の等級を組合設立前に有する者があるときは、協業組合の等級の直近下位及び2等級下位の等級

(適用申請及び変更報告)

第6条 この要領による特例措置の適用を受けようとする者は、別記第1号様式（協業組合設立による特例措置適用申請書）により毎年度ごとに申請するものとする。

2 前項の申請内容に変更があった場合は、別記第2号様式（協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

(特例措置の適用認定)

第7条 前条の規定による申請があり、この要領に定める特例措置を適用するときは、別記第3号様式（協業組合設立による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

(特例措置の適用除外等)

第8条 協業組合が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領に定める特例措置は適用しないものとし、前条の規定による適用認定を行っている場合はこれを取消すものとする。

(1) 組合員の脱退等により、協業組合設立の目的が達せられないと認められる場合

(2) その他この要領に定める特例措置を行うことが著しく不相当と認められる場合

2 前項により適用認定を取消した場合は、必要に応じて入札参加資格における等級の見直し等を行うものとする。

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に設立された協業組合について適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日から平成28年3月31日の間に設立された協業組合及び平成25年4月1日において設立の日から5年を経過していない協業組合については、第4条第1項及び第5条中「5年」を「7年」とする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に設立された協業組合について適用する。

附則

この要領は、令和元年7月22日から施行し、同日以降に設立された協業組合について適用する。

※様式省略

第1 経営事項審査及び入札参加資格審査日程表

所在地	決算期区分	審査月日	審査時間	審査会場
室戸事務所 管内	5月までの法人	10月9日(水)	11:00～16:00	室戸事務所 4階会議室 TEL 0887-22-1531
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月6日(水)	11:00～16:00	
	6月～8月の法人	12月2日(月)	11:00～16:00	
安芸土木 事務所管内 (室戸事務所 管内を除く)	5月までの法人	10月28日(月)	10:00～15:00	安芸総合庁舎 2階会議室 TEL 0887-34-3135
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月14日(木)	10:00～15:00	
	6月～8月の法人	12月11日(水)	10:00～16:00	
中央東土木 事務所管内 (本山事務所 管内を除く)	5月までの法人	10月3日(木)	10:00～16:00	中央東土木事務所 大会議室 TEL 088-863-2171
		10月29日(火)	10:00～16:00	
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月12日(火)	10:00～16:00	
		11月26日(火)	10:00～16:00	
	6月～8月の法人	12月3日(火)	10:00～16:00	
		12月20日(金)	10:00～16:00	
本山事務所 管内	5月までの法人	10月11日(金)	10:00～12:00	本山事務所 2階会議室 TEL 0887-76-2105
	9月末までに経審終了済みの法人・個人		13:00～15:00	
	6月～8月の法人	12月13日(金)	10:00～15:00	
高知土木 事務所管内	4月までの法人(ただし、5月決算の法人及び個人も受審可能)	10月2日(水)	9:00～16:00	県庁本庁舎 地下第3・第4会議室 TEL 088-823-9815
		10月8日(火)	9:00～16:00	
		10月10日(木)	9:00～16:00	
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	10月15日(火)	9:00～16:00	
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	10月31日(木)	9:00～16:00	
	5月～6月の法人	11月1日(金)	9:00～16:00	
		11月11日(月)	9:00～16:00	
		11月18日(月)	9:00～16:00	
		11月19日(火)	9:00～16:00	
		11月20日(水)	9:00～16:00	
	7月～8月の法人	12月12日(木)	9:00～16:00	
		12月16日(月)	9:00～16:00	
		12月23日(月)	9:00～16:00	
		12月24日(火)	9:00～16:00	

所在地	決算区分	審査月日	審査時間	審査会場
中央西土木事務所管内 (越知事務所管内を除く)	6月までの法人	10月4日(金)	10:00～16:00	中央西土木事務所 1階第1会議室
		10月23日(水)	10:00～16:00	
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月15日(金)	10:00～16:00	TEL 088-893-2111
	7月～8月の法人	11月28日(木)	10:00～16:00	
		12月19日(木)	10:00～16:00	
越知事務所管内	5月までの法人	10月21日(月)	10:00～16:00	越知事務所 2階会議室
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月27日(水)	10:00～15:00	
	6月～8月の法人	12月10日(火)	10:00～15:00	TEL 0889-26-1161
須崎土木事務所管内 (四万十町事務所管内を除く)	5月までの法人	10月7日(月)	10:00～16:00	須崎土木事務所 4階会議室
		10月25日(金)	10:00～16:00	
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月13日(水)	10:00～15:00	TEL 0889-42-1700
	6月～8月の法人	12月4日(水)	10:00～16:00	
四万十町事務所管内	5月までの法人	10月30日(水)	10:00～12:00	四万十町事務所 大会議室
	9月末までに経審終了済みの法人・個人		13:00～16:00	
	6月～8月の法人	12月17日(火)	10:00～16:00	TEL 0880-22-1212
幡多土木事務所管内 (宿毛事務所管内及び土佐清水事務所管内を除く)	5月までの法人	10月18日(金)	9:00～16:00	幡多土木事務所 3階大会議室
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月8日(金)	9:00～16:00	
	6月～8月の法人	11月22日(金)	9:00～16:00	TEL 0880-34-5222
		12月5日(木)	11:00～17:00	
宿毛事務所管内	5月までの法人	10月17日(木)	13:00～17:00	宿毛事務所 3階大会議室
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月7日(木)	13:00～17:00	
	6月～8月の法人	12月6日(金)	10:00～15:00	TEL 0880-63-2141
土佐清水事務所管内	5月までの法人	10月17日(木)	13:00～15:00	土佐清水合同庁舎 3階大会議室
	9月末までに経審終了済みの法人・個人	11月21日(木)	11:30～14:30	
	6月～8月の法人		14:30～17:00	TEL 0880-82-1232
	・12月27日までに一旦提出したが、不備があり受理されなかったもの	1月6日(月)～1月31日(金) 土・日・祝日は除く	土木政策課 TEL 088-823-9815	
	9月の法人	令和元年9月30日を基準日とする経審を1月中旬以降に実施。	往復はがきでの申込みにより行う。 (P2-11ページ参照)	
大臣許可業者等		10月16日(水) 10月24日(木) 11月5日(火) 11月25日(月) 12月18日(水) 12月25日(水)	県庁本庁舎 地下第3・第4会議室 ※なお、受付時間等については、9月17日(火)13時以降に、土木政策課建設業振興担当(TEL 088-823-9815)へお問い合わせ下さい。	
[・大臣許可業者 ・県知事許可業者のうち、技術職員30人以上の業者等]				

第2 経営事項審査及び入札参加資格審査日時予約についての 注意事項

※各土木事務所・各事務所で事前予約して下さい。

高知土木事務所管内は県庁本庁舎において、その他の土木事務所管内・各所内事務所管内については、9月末までは各土木事務所・各所内事務所等において事前予約をして下さい。なお、10月1日以降は全ての土木事務所管内の予約受付表を県庁本庁舎6階の土木政策課に設置します。必ず事前に日時の予約をしておいて下さい。（審査当日の受付はありません。）

管轄土木事務所・所内事務所	受付期間	受付場所
高知土木事務所管内	①9/17(火)～9/20(金) 受付時間:9:00～17:00	県庁本庁舎7階東側 会議室
	②9/24(火)～ 受付時間:9:00～17:00	県庁本庁舎6階 土木政策課
高知土木事務所を除く、 その他の土木事務所・所内事務所管内	①9/17(火)～9/27(金) 受付時間:9:00～17:00	高知土木事務所以外の各土木事務所・各所内事務所
	②9/30(月)～ 受付時間:9:00～17:00	県庁本庁舎6階 土木政策課

※室戸、本山、越知、四万十町、宿毛、清水の各所内事務所でも予約を受け付けます。
※1月以降に受審する経営事項審査については、往復はがきでお申込下さい。

○9月決算の法人の場合

- ・9月決算の法人の入札参加資格審査については、前年の決算(平成30年9月決算)の経審を受けていれば申請ができます。(P1-20、P1-21の審査日程表において[]の審査日に入札参加資格審査申請のみを審査します。)
- ・当該法人において、令和元年9月決算の経審を受ける場合は、1月中旬以降に受審していただくこととなりますので、往復はがきでお申込下さい。(P2-11ページ参照)

○その他

①P1-20、P1-21の審査日程表において、[]で表示している審査日は、9月末までに経営事項審査を受審し、入札参加資格審査のみを申請される方が対象となります。

②審査日の予約は、電話での受付はしておりません。上表の日程内に予約簿にご記入下さい。

第3 令和2年度の入札参加資格審査について

- 1 資格の有効期間 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
- 2 審査基準日 令和元年10月1日（経営事項審査の審査基準日とは異なります。）

3 要件

- ① 審査基準日までに申請業種の建設業許可を受けていること。
- ② 申請業種について、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査を受けていること。（決算月によっては入札参加資格審査と同時申請可。）
- ③ 審査基準日の前日（令和元年9月30日）までに納期限が到来した税金に滞納がないこと。
- ④ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（P1-76）が提出できること。
- ⑤ その他、要綱の第3条第5項第5号から第9号までに掲げる欠格要件（P1-2参照）のいずれかに該当しないこと。

4 変更点

親会社子会社の関係にある法人がある場合の申請について新たに項目を追加しました。

5 その他

- ① 経営事項審査の有効期間が満了すると、入札に参加できなくなるので十分注意して下さい。（P2-1参照）
- ② 測量、設計等のコンサルタント業務の受付は令和2年1月に行います。
- ③ 入札参加資格申請書に記入された「Eメールアドレス」については、建設業の支援等を行うための事業に関して情報提供を行う際に活用する場合がありますので、ご了承ください。（例：各種研修会の案内、制度改正の通知及び県が行う事業で建設業者への支援等に資する情報の提供）

第4 申請手続

- 1 申請方法 審査日程表（P1-20、21参照）により各審査会場において対面審査で実施します。
（郵送による申請は、受け付けません。）
審査当日の受付は行いませんので、必ず事前に予約を済ませてください。なお、指定審査会場以外の場所で申請する場合は、事前に土木政策課に連絡をお願いします。

連絡先：高知市丸ノ内1-2-20 高知県土木部土木政策課建設業振興担当 TEL：088-823-9815

- 2 申請手数料 無料

3 申請書類について

- 高知県のホームページに申請様式等を掲載しています。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2015072200010.html> からダウンロードできます。
- 本手引きのP1-68～76をコピー（個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書含む）して使用して頂いても結構です。

4 申請書類

（1）提出書類

A 入札参加資格審査 申請書類

- ①令和2年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書
- ②令和2年度年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書
(項番 ~)
- ③建設業に従事する職員一覧表 (項番)
- ④監理技術者資格者一覧表 (項番)
- ⑤公共工事元請完成工事一覧表 (項番)
- ⑥地域点数審査調書 (別記1号様式)
- ⑦コンプライアンス基本方針策定状況確認票
(各事業者の状況に応じ、コンプライアンス基本方針策定状況確認票 (P1-45) に記入し、必要に応じて
コンプライアンス基本方針 (写) も提出して下さい。
提出済み、かつ、その後変更無しの場合は基本方針 (写) の提出は必要ありません。
なお、コンプライアンス基本方針の作成例は土木政策課ホームページ「入札参加資格関係」又は、
P1-46~67をご参照下さい。)
- ⑧個人住民税特別徴収実施申告 (誓約) 書 (2部)

(注1) 各1部 (⑧は2部) 提出して下さい。

(注2) ①~⑧について、該当なしの場合でもすべて提出して下さい。

B 年間委任状

- 1 次の者は入札参加資格申請時に年間委任状 (様式任意) を1部提出して下さい。
 - (1) 高知県外に主たる営業所 (本社又は本店) があり、代表者からその他の営業所 (支社又は支店) の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者
 - (2) 高知県内に主たる営業所 (本社又は本店) がある国土交通大臣許可の建設業者で、代表者からその他の営業所 (支社又は支店) の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者(1)に該当する者については、この委任状の提出により、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、当該年間委任状の受任者あてに送付されるとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。
- 2 紙入札等への参加のため、入札の権限をその他の営業所 (支店又は支社) へ年間を通じて委任しようとするときは、1とは別に委任状を作成し、紙入札時に原本又は写しを提示して下さい (1で入札の権限を含めた委任状を提出した場合はその写しでも可)。

※ 年間委任状の取扱いについては、高知県土木部土木政策課契約担当 (TEL : 088-823-9813) にお問い合わせ下さい。建設業振興担当ではないのでご注意下さい。

(2) 持参書類

各申請書類の記載要領をよく読み、必要なものを持参して下さい (提出を求めるものもありません。) **なお、訂正等のために印鑑も持参して下さい。**

A 必須書類

① 納税証明書（原本）

令和元年9月30日までに納期限の到来した全ての税について、滞納がないことの証明書

※証明書は、令和元年10月1日以降の証明日のものとする。

- ・国 税 税務署長の証明（書面によること。電子納税証明書やその打ち出しは不可）
個人事業者＝「申告所得税と消費税及び地方消費税」についての証明書
（様式その3の2）
法人事業者＝「法人税と消費税及び地方消費税」についての証明書
（様式その3の3）
- ・県 税 県税事務所長の証明
「滞納なし」の証明書
- ・市町村税 市町村長の証明
（市町村によって様式は異なる）

※個人県民税については、市町村長の証明で可。

② 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（P1-76）

※特別徴収実施の確認書類※

個人住民税の特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）

県では、入札参加資格審査時に、個人住民税特別徴収の実施を確認しています。

- ・新規事業所等のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、「個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書」の2により誓約してください。
- ・平成31年度建設工事入札参加資格を申請し、令和2年度も継続して申請をする事業所で、個人住民税の特別徴収を実施すべき対象者がいるながら、実施を行っていない場合は、令和2年度の資格審査の申請はできませんので、ご注意ください。

③ 職員の在籍及び勤務の状態の確認書類

審査基準日（令和元年10月1日）時点及び審査基準日前1年間（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）分で、個人ごとに常勤確認の資料となるものを全て。

- ・賃金（給与）台帳または源泉徴収簿

（可能であれば、16建設業に従事する職員一覧表の順に並べて下さい。又は付箋等で分かるようにして下さい。）

（経営事項審査と同時に受審される場合は、並び替えにご協力下さい。）

- ・健康保険被保険者証（写）又は雇用保険の被保険者資格取得等確認通知書（個人ごとのカードになったもの）
- ※できる限り、健康保険被保険者証（写）をお願いします。（氏名が漢字で記載されているため）

16建設業に従事する職員一覧表の順に並べてください。経営事項審査と同時に受審される場合は、並び替えにご協力下さい。）

④ 審査基準日以前に経営事項審査を受審している場合は、次の書類を必ず持参こと。

- ・経営事項審査申請書一式（控）（土木政策課の経審受付印のあるもの）
- ・経審の審査基準決算の変更届出書
- ・経営事項審査申請書の技術者職員名簿の有資格以外に資格を有する技術者については、その資格が分かるもの（免状等）を提示願います。これは、平成20年4月1日より経営事項審査の制度が変わり、その技術者職員名簿への有資格が2つまでしか記入できなくなったことから、それ以外の資格がある場合に確認するためです。

⑤ 経営事項審査の技術職員名簿で確認できていない資格については、その資格を証する書類（前年度に確認させていただいている場合も確認させていただきますのでご持参下さい。）

- ・イ P2-80～82に記載されている資格を持っていれば、その資格を証する書類（写）
- ・ロ P3-56に掲げる学科を修めて高等学校（大学又は高等専門学校）を卒業した後5年（3年以上）の実務の経験を有する者にあつては卒業証明書（写）及び実務経験証明書（5年（3年）以上）
- ・ハ 10年以上の実務の経験を有する者にあつては実務経験証明書（P3-54参照）

※入札参加資格審査申請日までに「国家資格者等・監理技術者一覧表」（様式第11号の2）等で届出済の場合は、控え（土木政策課又は建設管理課の受付印のあるもの）を持参して下さい。

※「解体工事業」を申請する場合で、実務経験証明書（土木政策課又は建設管理課の受付印のあるもの）1年以上又は登録解体工事講習を受けている場合は、証明書も提示してください。

⑥ 経営事項審査を受審後、商号、営業所所在地、代表者等の変更があった場合は、変更届出書（様式第22号の2）副本（土木政策課の受付印のあるもの）

⑦ 経営事項審査時には社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入であった事業者が、入札参加資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料。

- ・ 健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等
- ・ 雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等

※代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合

代行機関が発行（押印のあるものに限る）した保険料の納入通知書（労災・労働・雇用の内訳が分かるもの）の写し及びこれにより納入した保険料の領収書の写しの2点。

B 地域点数審査調書に係る必要書類	
審査項目	添付又は提示するものの内容
1 工事成績評定	平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に完成検査を受けた高知県発注工事に係る成績評定通知書（写）を添付。 ※土木一式工事、建築一式工事のみ
2 ISO(国際標準化機構)のマネジメントシステムの登録、エコアクション21の認証・登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ISOについては、登録証（写）と定期審査報告書（写）を添付。 ・エコアクション21については認証・登録証（写）を添付。
3 次世代育成支援企業認証等の取得、高知県見守り雇用主認証企業の取得、協力雇用主の登録及び雇用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書（写）または高知県ワークライフバランス推進企業認証書（高知県次世代育成支援企業認証書）（写）を添付。 ・高知県見守り雇用主認証企業については、認証企業証書（写）を添付。 ・協力雇用主については、証明書（写）を添付。
4 安全対策	建設業労働災害防止協会に加入していることを証明する書面（原本）を提示。
5 不当要求防止責任者講習	<p>受講修了書（写）を添付。</p> <p>（審査基準日の3年前の日の属する年度の4月1日から審査基準日までの間に受講したもの。今年度は平成28年4月1日以降の修了書が有効。）</p> <p>※受講者が職員一覧表に記載のない者の場合、在籍確認のため、健康保険被保険者証（写）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳（10月分、まだの場合は直近の分）等を提示。</p> <p>※別の事業所に在籍していた時に受講した受講修了書による場合は、入札参加資格審査基準日において、在籍している事業所の「不当要求防止責任者」として選任されていることを条件とする。</p>
※コンプライアンス基本方針の策定	<p>各事業者の状況に応じ、コンプライアンス基本方針策定状況確認票（P1-45）を記入し提出。また、必要に応じてコンプライアンス基本方針（写）も添付。</p> <p>※「提出済み、かつ、その後変更無し」の場合、基本方針（写）の提出は不要。</p> <p>※作成例は、P1-46～67及び土木政策課ホームページに掲載。</p>
（注意） 項番6～15に係る書類等については、土木工事業を申請する場合にご持参下さい。	
6 土木工事業の監理技術者資格者数	土木工事業に係る監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写）を提示。 （令和元年10月1日時点で有効なもの。更新している場合は注意して下さい。）
7 土木技術の研修	土木施工管理技士会の <u>学習履歴証明書</u> を提示。 （※証明書の内容は審査基準日である令和元年10月1日以前5年間であること。発効日が令和元年10月1日以降のもの。）
8 土木一式工事に係る特許権・実用新案権の取得	登録を証明する書面（写）を添付。
9 公共工事元請完成工事高	審査基準決算の決算終了後変更届出書を提示。
10 指名停止	審査基準日前の1年間（平成30年10月1日～令和元年9月30日）において開始した指名停止通知書（写）を提示。

11 従事職員数	<p>採用年月日を確認するための資料（社会保険被保険者証、雇用保険の被保険者資格取得等確認通知書等）を提示。</p> <p>日給者については、審査基準日前の1年間（平成30年10月1日～令和元年9月30日）の勤務日数のわかるものも提示（表に整理したものをご準備下さい）。</p>
12 障害者雇用	<p>雇用期間が1年を超える障害者（雇用保険の被保険者となっていない役員を除く。）について、障害者手帳（写）、療育手帳（写）及び精神障害者保健福祉手帳（写）を提示。</p> <p>雇用率確認のため、労働局へ提出する「障害者雇用状況報告書」（事業主控）（写）を添付。</p>
13 災害対応協力等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度及び30年度に発行された高知県の緊急工事発注依頼書（写）・緊急委託業務発注依頼書（写）を添付。 ・一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録していることは、県が別途確認します。 ・国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。）が実施する消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることを証明する書類の提示。
14 県産品の使用	<p>平成30年度に完成した工事の施工計画書別添様式「主要材料」（写）を添付。</p>
15 地域ボランティア	<p>平成30年度の活動実績報告書（写）を添付。</p>

第5 申請書の記載要領及び記載例

★審査基準日は令和元年10月1日です。(経審の審査基準日とは異なります。)

(1) 令和2年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書について(様式1, 項番1~18)

①印を持参すること。

②項番1「許可番号」の大臣、知事コード
高知県知事許可 39
国土交通大臣許可 00

番号は右詰めで記入し、左余白は“0”で埋めること。

(例) 高知県知事許可(般-28)第99999号 → 39 第099999号

③項番2「審査基準決算」は、令和元年10月1日以前の直近の8月末までに終了した事業年度の終了日を記入すること。その際、空位のカラムには「0」を記入すること。

(例) 令和元年6月30日 → 令和01年06月30日

④項番3「申請区分」は、平成31年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出した場合には、継続のカラムに「1」と、それ以外の場合は新規のカラムに「1」と記入すること。

※ 「前回申請時の許可番号」は、平成31年度の申請書と許可番号が異なる場合のみ記入すること。

⑤項番8「所在地」は、市町村名から記入すること。なお、町村の場合は郡名から記入すること。

⑥項番9「電話番号」は、主たる営業所の電話番号を、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入すること。

項番11「FAX番号」も同様に記入すること。

⑦項番10「課税免税届」は、令和2年度(令和2年4月1日時点)が、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを、該当するカラムに「1」を記入すること。

⑧項番12「Eメールアドレス」は、項番3「申請区分」が新規の事業所は、新規のカラムに「1」を、継続の事業所は、登録済のカラムに「1」を記入し、メールアドレスを記入して下さい。

★新規・継続にかかわらずメールアドレスは必ず記入して下さい。

(平成30年審査より取扱い変更)

(※なお、メールアドレスに変更がある場合は、所定の変更届(P1-86)を提出すること。)

電子入札における電子メールについて

電子入札では、通知等を電子メールにより行うため、高知県建設工事競争入札参加資格申請にあたっては、メールアドレスの取得が必要となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレスをお持ちでない方は、高知県建設工事競争入札参加資格申請書への記載が必要ですので取得して下さい。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの(概ね5GB未満)での登録は控えて下さい。

電子メールにより連絡する事項は、主に次のとおりです。

- ・入札参加資格確認申請時、入札時等の受付票
- ・指名競争入札の指名通知
- ・入札結果の通知

電子入札に関する問い合わせ先
高知県土木部土木政策課契約担当
TEL: 088-823-9813

⑨項番**13**「**経審を受けた業種**」は、該当する業種のカラムに○を記入し、「**申請業種**」は、希望する業種のカラムに1を記入すること。

「**申請業種**」は、必ず審査基準日までに建設業許可を受け、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査を受審しているものに限る。ただし、当該経営事項審査を受審してから入札参加資格の審査基準日（10月1日）までに建設業許可を受けた業種を申請する場合は、当該経営事項審査を再度受審すること。

⑩項番**14**「**特定希望工種**」は、塗装工事及び管工事を申請された方のうち、特定工種の直接施工が可能で、その業種の指名を希望する方のみ記入すること。

⑪項番**15**「**出資会社名簿**」について

令和元年10月1日現在で他の建設業許可業者から出資を受けている場合に、その出資状況を記入すること。（個人事業者は記入不要）

出資を受けていない場合は、申請者、許可番号、頁数、総資本金額のみ記入すること。

○「**頁数**」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のカラムには「0」を記入すること。
複数枚になる場合は、様式をコピーしたものを使用すること。

○「**総資本金額（出資金額）**」は、円単位で右詰めで記入すること。（会社の資本金額）

○「**番号**」は、1から順に通し番号を記入すること。

⑫項番**15-1**「**建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況表**」について

○（1）の会社法に規定する親会社

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等が高知県に対して建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び住所を記入すること。

○（2）の会社法に規定する子会社

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3の2に規定する子会社等が高知県に対して建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び住所を記入すること。

○（3）の役員の兼任

申請者の役員が、高知県に対して建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している業者の役員を兼ねている場合に「有」を選択し、許可番号、役職、氏名、兼任先の商号又は名称、許可番号及び住所を記入すること。

建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

(1) 会社法に規定する親会社(有・無)(該当するものを○で囲むこと。)				
商号又は名称	許可番号	住所	備考	
株式会社土建	39-4649	高知市丸ノ内1-7-52		
(2) 会社法に規定する子会社(有・無)(該当するものを○で囲むこと。)				
商号又は名称	許可番号	住所	備考	
(3) 役員の兼任(有・無)(該当するものを○で囲むこと。)				
役職	氏名	兼任先の商号又は名称	兼任先の許可番号	住所

⑬項番 **16** 建設業に従事する職員一覧表

- 土木一式工事を申請しない場合は、技術職員及び現場代理人のみの記載でよい。
- 「**頁数**」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のカラムには「0」を記入すること。
(例) 2枚目 →

0	2
---	---

頁
- 「**技術職員数**」は、名簿に記載した技術職員の合計を記入すること。
(例) 15人 →

0	1	5
---	---	---

人
- 「**その他の職員数**」は、技術職員、現場代理人以外の人数を記入すること。
- 「**合計**」は、名簿に記載した技術職員数、現場代理人数、その他の職員数の合計を記入すること。
- 「**番号**」は、名簿全体を通しての通し番号を記入すること。
- 「**技術研修単位数**」は、審査基準日（令和元年10月1日）現在の全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における登録単位数を記入すること。
- 「**技術職員**」、「**現場代理人**」、「**その他**」の欄には、該当する欄に○印をすること。（「その他」は、その他の職員数）
- 職員のうち技術職員については、審査基準日（令和元年10月1日）現在の技術職員（常勤雇用に限る。ただし出向者は除く。）を、経営事項審査の技術職員名簿と同じ順番で記入すること。新たに名簿に加わった者は、技術者名簿の最後に記入すること。
- **採用年月日**を記入し、その**確認方法**についても記入すること。
(例) H10. 4. 1 健康保険被保険者証
- 「**有資格区分コード**」について
 - ・ 解体工事業の経審を受審された事業者は、経審と同様に、技術職員コード表（P 2-80~82）を参照し、アルファベットのついた附則第4条該当の資格か、附則第4条該当ではないアルファベットのついていない資格を記入して下さい。
 - ・ 解体工事業の経審を受審していない事業者は、これまで通り、アルファベットの無い資格コードを記入するようにして下さい。
決算日以後9月30日までに取得した新たな資格は、その者の資格のコードの最後に記入すること。
実務経験及び登録基幹技能者については「**実務経験担当業種**」の欄に、担当業種コード（P 3-56参照）を記入すること。
- **日給制の場合**は、審査基準日前日までの1年間（平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間）においての20日以上勤務した月数と、年間出勤日数を記入すること。（中途採用の場合は、「総出勤日数>200日×雇用月数/12月」を満たしていること。）

16 建設業に従事する職員一覧表〔審査基準日(10月1日)現在〕

申請者	(株)県庁設備								
許可番号	3	9	-	0	0	5	9	6	3

頁数 頁

技術職員数 人 現場代理人数 人 その他の職員数 人 合計 人

番号	技術職員	現代理場人	その他	技術研修数	氏名	資格取得年月日等	有資格区分コード							実務経験担当業種	日給制の場合		備考
					生年月日	確認方法									20日以上	年間出動日数	
1	○				高知 大助	H10.4.1	1	1	3	2	3	0					
					R・H・S・T 30年4月2日生	健康保険被保険者証											
2	○				高知 次郎	H10.4.1	0	0	2				0	1			
					R・H・S・T 31年5月2日生	健康保険被保険者証											
3	○			6	高知 三郎	H16.4.1	1	1	3								
					R・H・S・T 32年6月2日生	健康保険被保険者証											
4	○				土佐 一男	H12.4.1									6	210	
					R・H・S・T 30年4月2日生	雇用保険被保険者証											
5	○				土佐 竜馬	H12.4.1									8	230	
					R・H・S・T 39年8月1日生	雇用保険被保険者証											
6		○			土佐 花子												
					R・H・S・T 10年9月8日生	賃金台帳(一年分)											

R・H・S・Tのいずれかを選択する。年 月 必ず(一年分)を記入する。

○有資格区分コードについて

- 解体工事業の経審を受審された事業者は、経審と同様に、手引きP2-87~89を参照し、アルファベットのついた附則第4条該当の資格か、附則第4条該当ではないアルファベットのついていない資格を記入する(その技術者が解体工事を担当するか否かに関わらず、アルファベットのついた資格か、アルファベットのついていない資格か、どちらの資格に該当するか確認し、記入する。)
- 解体工事業の経審を受審していない事業者は、これまで通り、アルファベットのない資格コードを記入する。

○資格取得年月日等、確認方法について

- 確認方法はできる限り健康保険被保険者証をお願いします。
- 確認方法で賃金台帳(一年分)を選んだ場合は、資格取得年月日等は記入不要。

○個人の代表者について

- 資格取得年月日等→記入不要
- 確認方法→「代表者」と記入

- 注意事項
- ①技術職員、現場代理人、その他(業務経理担当者等)の該当する欄に○印を入れてください。(出向者は除く)
 - ②採用年月日の確認方法について記入してください。(雇用保険取得証、健康保険被保険者証等)
 - ③日給者は、次のいずれかの条件を満たしていれば、常時雇用されている者として扱います。
 - 審査基準日前日の1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間)において、
 - ・20日以上勤務した月数が6ヶ月以上あること。
 - ・年間出動日数が200日以上であること。
 - (中途採用の場合は、「総出動日数>200日×雇用月数/12月」を満たしていること。)
 - ④技術研修単位数欄は各自の単位数を記入し、その合計を右の技術研修単位数合計に記入すること。必ず地域点数審査調査書の項番7の単位数と一致すること。

技術研修単位数合計 単位

⑭項番**17**監理技術者資格者一覧表

- 土木一式工事を申請しない場合は記入不要。
- 「**頁数**」は、一覧表の何枚目かを右詰で記入し、空位のコラムには「0」を記入すること。
- この表は、**16**建設業に従事する職員一覧表に記載した者の中から、監理技術者資格者について記入すること。(土木一式工事業に係る資格であること。)
- 番号は1から順に通し番号を記入すること。
- 監理技術者講習受講の有無のどちらかを○印で囲むこと。
- **監理技術者資格者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)又は講習修了履歴(写)を提示すること。**
　　<備考>平成28年6月1日より、「監理技術者講習修了証」は「監理技術者資格者証」の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。
- **審査基準日時点(令和元年10月1日)で有効であるかどうか確認して下さい。更新されている場合は注意して下さい。**
- **勤務期間**は、審査基準日現在で6月を超える場合は○を記入すること。
- **合計欄**は、審査基準日現在で継続勤務期間が6月を超え、かつ、講習受講有りの人数を()内に再掲すること。

⑮項番**18**公共工事元請完成工事一覧表

- 土木一式工事を申請しない場合は記載不要。
- 「**頁数**」は、一覧表の何枚目かを右詰で記入し、空位のコラムには「0」を記入すること。
- 番号は1から順に通し番号を記入すること。
- 直前の事業年度における土木一式工事のうち、公共元請完成工事について1件毎に記入すること。(単位：千円)
- 直前の決算終了後の変更届出書を、必ず提示すること。
- **一覧表には、合計金額が3億円を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入すること。**
- **合計欄に、件数と金額(単位千円)を記入し、

--	--

千万円のコラムに1千万円未満を切り捨てて表示すること。**
- **合計額が1千万円以上の場合に記入すること。(1件毎の工事が1千万円未満でも可)**
- 対象となる直前の事業年度が、課税事業者の場合は税抜きで、免税事業者の場合は税込み記入すること。
- **1件の請負代金の額が100万円未満の少額工事は対象としません。**

17 監理技術者資格者一覧表

頁数 0 1 頁

※土木一式工事業の入札参加資格審査申請の場合にのみ記入

申請者	(株) 県庁設備
許可番号	39 - 005963

番号	氏名	講習受講の有無	勤務期間6月超	番号	氏名	講習受講の有無	勤務期間6月超
1	高知 大助	有・無	○			有・無	
2	高知 三郎	有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	

土木一式工事業に係る資格を持った技術者であること。

合計	(1 人) 2 人
----	---------------

記載要領

- この表は、項番16「建設業に従事する職員一覧表」に記載した監理技術者資格者について記入すること。
- 講習受講の有無の欄は、どちらかを○で囲むこと。
(監理技術者資格者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)又は講習修了履歴(写)を提示すること。)
- 勤務期間6月超の欄は、該当する場合は○を記入すること。
- 合計欄は、審査基準日現在継続勤務期間が6月を超え、かつ講習受講有りの人数を()内に再掲すること。

(2) 地域点数審査調書について（別記1号様式）

①工事成績評定

土木一式工事又は建築一式工事で、平成30年度中（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に、完成検査を受けた高知県発注工事（県警を除く。）の件数を記入する。

②ISO（国際標準化機構）のマネジメントシステムの登録、エコアクション21の認証・登録 審査基準日において登録を受けている場合、ISOについては右端のカラムに「1」及び審査基準日前直近の登録年月日の記入と経営事項審査での評価の有無について、有・無のどちらかに○印をつけること。エコアクション21については右端のカラムに「1」及び審査基準日前直近の登録年月日を記入すること。

③次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業の取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績

- ・審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定または高知県ワークライフバランス推進企業認証（高知県次世代育成支援企業認証）を取得している場合、「1」を記入し、審査基準日前直近の認定または認証年月日を記入すること。
- ・審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合、「1」を記入し、審査基準日前直近の認証年月日を記入すること。
- ・審査基準日において、協力雇用主として登録があり、かつ、審査基準日以前3年の間（平成28年10月1日以降）に、法務省の協力雇用主制度に基づき、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇い入れた実績がある場合「1」を記入し、登録年月日及び雇用開始日を記入すること。

④安全対策

審査基準日までに建設業労働災害防止協会に加入している場合、「1」を記入すること。

⑤不当要求防止責任者講習

審査基準日の3年前の日の属する年度の4月1日から入札参加資格審査基準日までの間に、暴力団対策法第14条に基づき高知県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講している場合、「1」を記入し、講習受講年月日を記入すること。今年度は平成28年4月1日以降の講習受講が対象となる。

なお、受講者が、入札参加資格審査基準日において、当該建設業者に在籍していることを条件とする。

※ 受講者が16建設業に従事する職員一覧表に記載のない場合、在籍確認のため、健康保険被保険者証（写）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳（10月分、支払がまだの場合は直近の分）等を提示。

※ 別の事業所に在籍していた時に受講した受講修了書による場合は、入札参加資格審査基準日において、在籍している事業所の「不当要求防止責任者」として選任されていることを条件とする。

※コンプライアンス基本方針の策定

各事業者の状況に応じ、コンプライアンス基本方針策定状況確認票（P1-45）を記入し提出。

また、必要に応じてコンプライアンス基本方針（写）添付。

※ 「提出済み、かつ、その後変更無し」の場合、基本方針（写）の提出は不要。

※ 作成例はP1-46～67又は土木政策課ホームページに掲載。

（注意）⑥～⑮については、土木一式工事を申請する場合のみ適用する項目であり、土木一式工事を申請しない場合は、記入不要。

⑥土木一式工事業の監理技術者資格者数

土木一式工事業の監理技術者の中で、審査基準日現在6月を超えて継続勤務し、過去5年以内

に講習を受講している人数を記入すること。

⑦土木技術の研修

審査基準日現在、全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録を受けている対象者の学習単位数の合計を記入すること。

⑧土木一式工事に係る特許権、実用新案権の取得

審査基準日において、建設業者が土木一式工事に係る特許権、実用新案権を所得している場合は、その件数を記入すること。

⑨公共工事元請完成工事高

直前の事業年度における土木一式工事の完成工事高のうち、公共元請完成工事高が1千万円を超えている場合は、3億円を超えるまで、その金額を記入すること。（1千万円未満切り捨て）

⑩指名停止

審査基準日直前の1年間（平成30年10月1日～令和元年9月30日）において、指名停止が開始した場合は、指名停止期間を記入すること。（1月未満は1月とする）

（例）指名停止15日 → 1月

※ 平成27年度入札参加資格審査より下限（△60点）は撤廃。

⑪従事職員数

審査基準日現在で、雇用期間が1年を超える常勤の職員数を記入すること。

⑫障害者雇用

審査基準日現在で、雇用期間が1年を超える障害者の人数（雇用保険の被保険者となっていない役員を除く。）を記入すること。また、内訳（身体障害者、知的障害者、精神障害者の別及び級等）も記入すること。

（例）身体障害者 3級 1人

⑬災害対応協力等

- ・平成29年度及び平成30年度において、高知県の要請（県の緊急工事又は緊急委託業務の発注依頼書）に基づき、災害時の復旧工事等を行った場合、その件数を記入する。
- ・一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、「1」を記入する。
- ・国又は市町村等が実施する「消防団協力事業所表示制度」に認定を受けている場合は、「1」を記入する。

⑭県産品の使用

平成30年度に完成した県発注工事において、県産品を使用した場合は、施工計画書別添様式「主要材料」により、該当する工事の件数を記入する。

⑮地域ボランティア

平成30年度において、県の土木工事業に関するボランティア活動（ふれあいの道づくり支援事業及び海岸緊急清掃事業）に登録し、活動を行った場合は、活動回数を記入する。

（3）令和2年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書（P1-75）

- 書類が整っているか確認し、（必須書類）又は （必要な場合）の必要な箇所にチェック（レ）を入れること。
- 受付終了後、右上に土木政策課の受付印を押印して返却するので、必ず提出すること。

1 工事成績評定

前年度に高知県発注の工事成績評定を受けた土木一式工事、建築一式工事の件数を記入のこと。(完成検査日が平成30年度中の工事成績評定通知書(写)を添付)

Table with 2 columns: 申請者 (株) 県庁設備, 許可番号 39 - 005963

土木一式工事 1 件 建築一式工事 0 件

2 ISO(国際標準化機構)のマネジメントシステム等の登録

ISO 14001 (登録年月日: 令和 平成 29年 11月 7日)
エコアクション 21 (登録年月日: 令和 平成 30年 3月 15日)

3 次世代育成支援企業認証等の取得

次世代育成支援企業認証等 1 (認定または認証年月日: 令和 平成 28年 8月 3日)
高知県見守り雇用主認証 1 (認証年月日: 令和 平成 29年 6月 18日)
協力雇用主 1 (登録年月日: 令和 平成 29年 12月 7日)

4 安全対策(建設業労働災害防止協会)に加入している場合は、「1」を記入。

1

5 「不当要求防止責任者講習」を受講している場合は、「1」を記入。

1 (受講年月日: 令和 平成 29年 4月 15日)

※ 受講者が職員一覧表に記載のない者の場合、在籍確認のため、健康保険被保険者証(写)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳(10月分、支払いがまだの場合は直近の分)等を提示。

(注) 項番 6~15については、土木工事業を申請する場合のみ記入してください。

6 土木工事業の監理技術者資格者数

土木工事業で、雇用期間が6ヶ月を超え、かつ過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者資格者数を記入のこと。 0 1 人

7 土木技術の研修

全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度(土木施工管理/CPDS)」における登録学習単位数の合計を記入のこと。(土木施工管理技士の学習履歴証明書を提示) 0 0 8 単位

8 土木一式工事に係る特許権、実用新案権の取得

土木一式工事に係る特許権、実用新案権を取得している場合は、その件数を記入のこと。(登録を証明する書面(写)を添付) 0 1 件

9 公共工事元請完成工事高

直前の事業年度における土木一式工事の完成工事高のうち、公共元請完成工事高が1千万円を超えている場合はその金額を記入すること。 0 3 千万円(1千万円未満は切り捨てる)

10 指名停止

審査基準日前直前の1年間(10月1日~9月30日)において、指名停止が開始した場合は、指名停止期間を記入のこと。(指名停止通知書(写)を提示) 0 1 月(停止期間が1月未満の場合は、1月と記入のこと)

11 従事職員数

10月1日現在で雇用期間が1年を超える常勤の従事職員数を記入のこと。 0 0 4 人

12 障害者雇用

10月1日現在で雇用期間1年を超える障害者の人数を記入のこと。(障害者手帳(写)、療育手帳(写)及び精神障害者保健福祉手帳(写)を提示) ※労働局に障害者雇用状況報告書を提出している場合はその写を添付 0 1 人 (内訳: 身体障害者 3 級 1 人、知的障害者 A・B 人、精神障害者 級 人)

13 災害対応協力等

前年度及び前々年度において、県の要請に基づき災害時の復旧工事等を行った場合は、件数を記入すること。(県の緊急工事又は緊急委託業務の発注依頼書(写)を添付) 0 5 件
一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、「1」を記入のこと。(登録していることを別途該当事業者名簿で確認します。) 1
国又は市町村(消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む)が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、「1」を記入のこと。(登録していることを証明する書類(原本)を提示) 1

14 県産品の使用

前年度に完成した県発注工事において、県内産資材を使用した件数を記入すること。(該当する場合は、施工計画書別添様式「主要材料」(写)を添付) 0 2 件

15 地域ボランティア

前年度において、県の土木事業に関するボランティア活動(ふれあいの道づくり支援事業)及び県の海岸緊急清掃事業参加団体(ビーチボランティア)に登録し、活動を行った場合に活動回数を記入すること。 0 5 回 (該当する場合は、活動実績報告書の(写)を添付) ロードボランティア 3 回+ビーチボランティア 1 回x2

地域点数計算表(行政庁使用欄) table with 15 columns and 2 rows (有, 無)

令和2年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類 チェックリスト兼受領書

高知県土木部土木政策課 受 付 印

申請者	(株) 県庁設備
許可番号	3 9 - 0 0 5 9 6 3

レでチェックした後、提出（提示）してください。なお、提出（提示）書類の詳細については、要綱及び要領で確認してください。

- 必須書類 { 該当なしでも全ての様式を } 必要な場合
提出のこと

A 申請書類

- 1 令和2年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書
- 2 高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（項番 ~ ）
- 3 建設業に従事する職員一覧表（項番 ）
- 4 監理技術者資格者一覧表（項番 ）
- 5 公共工事元請完成工事一覧表（項番 ）
- 6 地域点数審査調書（別記1号様式）
- 7 年間委任状（様式適宜）
- 8 コンプライアンス基本方針策定状況確認票
- 9 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書（2部）

B 持参書類

- 1 納税証明書（納期限が令和元年9月30日までの税金の「滞納なし」の証明書。原本に限る）
- 2 令和元年10月1日現在の賃金（給与）台帳、源泉徴収簿、雇用保険、社会保険等それぞれの職員の在籍及び常勤を証する書類
- 3 個人住民税の特別徴収税額決定通知書
- 4 審査基準日以前に経営事項審査を受審している場合は、申請書一式（控）。（土木政策課の受付印のあるもの）及び審査基準決算終了後の変更届出書
- 5 経営事項審査の審査基準日以降に新たに資格を取得した技術者については、その資格を証する書類等、また、商号・所在地・代表者等に変更があった場合は、変更届出書副本
※ 経営事項審査申請書の技術者職員名簿の有資格以外に資格を有する技術者については、その資格が分かるもの（免状等の写し）を提示願います。

(注意) 以下の6～21については、地域点数審査調書の内容を確認してください。

- 6 平成30年度中（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に完成検査を受けた高知県発注工事（土木一式工事または建築一式工事のみ）に係る成績評定通知書（写）
- 7 ISO登録証及び定期審査報告書（写）、エコアクション21の認証・登録証（写）
- 8 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書（写）、高知県ワークライフバランス推進企業認証書（高知県次世代育成支援企業認証書）（写）、協力雇用主証明書（写）
- 9 高知県見守り雇用主認証企業証書（写）
- 10 建設業労働災害防止協会に加入していることを証明する書類（原本）
- 11 不当要求防止責任者講習の受講修了書（写）
- 12 監理技術資格者証及び監理技術者講習修了証（写）又は講習修了履歴（写）
- 13 土木技術研修に係る土木施工管理技士会の学習履歴証明書（原本）※証明内容がR1.10.1現在のもの
- 14 特許権・実用新案権の登録を証明する書面（写）
- 15 指名停止通知書（写）
- 16 継続雇用期間が1年を超える従業員（障害者）の障害者手帳（写）、療育手帳（写）及び精神障害者保健福祉手帳（写）
- 17 高知県の緊急工事発注依頼書（写）又は緊急委託業務発注依頼書（写）
- 18 消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることを証明する書類（原本）
- 19 高知県発注工事の施工計画書別添様式「主要材料」（写）
- 20 地域ボランティア活動実績報告書（写）
- 21 コンプライアンス基本方針（写）

高知県建設工事競争入札参加資格審査における 社会保険等未加入建設業者への対応について

1 趣旨

建設業者の社会保険等未加入対策につきましては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省の取組と同様に、高知県としても取り組んできました。

国土交通省が平成 24 年 7 月に制定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においても、元請企業の役割と責任として、「遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」とされています。

また、国土交通省につきましては、直轄工事において、平成 26 年 8 月 1 日より、元請業者及び下請代金の総額が 3 千万円以上の工事における一次下請業者について社会保険等加入建設業者に限定するとともに、平成 27 年度以降は、入札参加資格審査においても社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととしています。

高知県におきましても、国と同様に、引き続き社会保険等未加入対策に取り組むこととしており、その一環として、平成 27 年度高知県建設工事入札参加資格審査より、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととします。

2 概要

平成 27 年度高知県建設工事入札参加資格審査より、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）の申請を受け付けないこととします。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 27 年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用

高知県建設工事競争入札参加資格審査におけるコンプライアンス の取組に係る評価について

1 趣旨

多くの県内建設事業者が独占禁止法違反により公正取引委員会からの排除措置命令を受けるといった今般の事態に対し、高知県談合防止対策検討委員会の最終報告では、事業者コンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げるなど、コンプライアンスの徹底の意識づけを図る必要があるとされています。そのような中で、県内建設業界において、改めて法令遵守や企業倫理の高揚等に取り組む気運が高まってきていることを受け、県においても、「コンプライアンスの確立」を求めることを目的として、コンプライアンス基本方針を策定することを、入札参加資格の上位ランクに格付けられるための要件とします。

このことにより、県内建設業界において主導的な役割を果たす上位ランク事業者を中心に多くの事業者が取り組み、本県建設業界に対する県民の信頼回復につながることを期待しています。

2 概要

平成 26 年度資格審査から、コンプライアンス基本方針を策定することを上位ランクに格付けられるための要件とし、策定していない場合にはライン以上の総合点数であっても 2 ランク又は最下位ランクへ引き下げます。最下位ランクの場合はそのままとします。(全 29 業種が対象)

3 施行期日

平成 26 年度入札参加資格の格付けから適用

4 コンプライアンス基本方針に盛り込むべき内容 (P1-45 参照)

(1) 項目

- ①経営トップによる基本方針の表明
- ②企業行動指針 (倫理方針)
- ③社内組織の設置
- ④相談窓口の設置
- ⑤内部通報窓口の設置
- ⑥役職員の具体的な行動基準
- ⑦違反者に対する措置

(2) 企業規模 (従業員数) に応じて、内容が異なります。

- ・ ①②⑥⑦は全事業者 (個人事業者含む) が必ず必要。
- ・ ④⑤は役員以外の従業員がいる事業者は必ず必要。
(④については代わりに高知県建設業協会の「コンプライアンスに関する相談窓口」を明示することでも可とします。)
(⑤については代わりに高知県建設業協会の「公益通報連絡窓口」を明示することでも可とします。)
- ・ ③は任意。ただし、従業員数が 10 人以上の事業者は、できる限り設置するようにして下さい。

※作成例 (P 1-46~67) を参照のうえ、作成して下さい。

コンプライアンス基本方針策定状況確認票

申請者	
許可番号	

該当する□にチェックを入れてください。

提出済み かつ その後、変更無し

→これで終了です。

基本方針を提出済みで、提出した基本方針に、その後も変更が無い場合

提出済み かつ その後、変更有り

基本方針を提出済みだが、提出した基本方針に、その後変更があった場合

提出していない場合

①チェック表に記載して下さい。
②基本方針(写)を添付して下さい。

チェック表

従業員数等のあてはまる企業規模をチェックし、その後、その下の欄に、コンプライアンス基本方針で策定している内容をチェックしてください。

	企業規模					
	役員以外の従業員がいる 従業員数が10人以上		役員以外の従業員がいる 従業員数は9人以下		役員以外の従業員はいない 個人事業者	
あてはまる企業規模に チェックを入れてください。 →	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
策定済みの内容に チェックを入れてください。 ↙	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
①経営トップによる基本方針の表明	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>
②企業行動指針(倫理方針)	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>
③社内組織の設置	任意	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>
④相談窓口の設置	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>
⑤内部通報窓口の設置	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>
⑥役職員の具体的な行動基準	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>
⑦違反者に対する措置	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>

(注)役員以外の従業員がいて、従業員数が10人以上の事業者については、出来る限り③社内組織の設置をしてください。

コンプライアンス基本方針作成例

※あくまでも作成例です。

実効のある基本方針となることを旨とし、名称、体裁、規定の仕方等については、各事業者のこれまでの取組み状況、組織規模、体制その他実情に応じて、実践的な内容となるよう工夫しながら作成してください。

※作成にあたっては、各事業者の企業規模及び状況に即して、内容を適宜補訂して下さい。

【例】 個人事業者の場合

P 1-65 「（２）株主・投資家との関係」は削除する。

《 P 1-47からの作成例について》

企業規模（従業員数）に応じて、盛り込むべき内容が異なっていますので、ご注意ください。

【作成例の内容】

○役員以外の従業員が10人以上の事業者の例

・・・ P 1-47～54

○役員以外の従業員がいる事業者（従業員数10人以上の事業者を除く）の例

・・・ P 1-55～61

○役員以外の従業員がいない事業者の例

○個人事業者の例

・・・ P 1-62～67

〇〇〇建設株式会社

コンプライアンス基本方針

はじめに

今日、企業に対する社会的責任や公共的使命を要請する機運が高まっています。それに応えるためには、私たち企業と社員一人一人が、法令や社会的規範を遵守して、事業活動を行うことが重要であるとの認識が必要です。

また、そのような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、仕事を通して社会の発展に貢献していくことにもつながり、社会から高い信頼と評価を得ることができると考えています。

ここに掲げるコンプライアンス基本方針は、すべての役職員が守らなければならない基本原則です。私の目指すところは、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくことです。

私たちの主力事業である建設業は、公共性が高く、社会資本として永く受け継がれるべきものであり、高品質で安全性の高いものを提供する責任は非常に重要です。

今回、ここに、当社のコンプライアンス基本方針を作成するにあたり、私たち、〇〇建設株式会社の役職員は、等しく誠心誠意、基本方針及び業務に関する法令・ルールを遵守し、より一層倫理的な組織文化を構築していくことを宣言します。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

1 目的と基本姿勢

このコンプライアンス基本方針は、当社の業務を遂行する上で、特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめたものです。したがって、これは、すべてを網羅するものではありません。あくまでも基本的な考え方を示したものです。

ここで、触れられていない問題、または自分だけでは答えを見つけにくい複雑な問題等については、直属の上司、コンプライアンス担当部署等に相談してください。

もし、相談や報告に対して何らかの報復が加えられるようなことがあれば、事実関係を調査し、それを正していきます。問題があれば、声に出すように心がけてください。私たちは、公正な職場と健全な取引関係を築き上げ、仕事を通して社会の発展に貢献していくことを目指していきます。

②企業行動指針 (倫理方針)

2 企業行動指針

- (1) 企業活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守します。
- (2) 技術の研鑽を図り、高品質な社会資本及び関連サービスを提供します。
- (3) すべての人々が安心を得られるような徹底した安全対策を図ります。
- (4) 社員一人ひとりを公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境を実現します。
- (5) 循環型社会の形成を目指し、地球環境の保全に努めます。
- (6) 政治、行政等との健全かつ透明性の高い関係を構築します。
- (7) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (8) 地域社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組みます。
- (9) 顧客、株主等に対し、適時適切に企業情報を開示します。
- (10) 本基本方針を尊重して企業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

③社内組織の設置

※必須ではありませんが、出来る限り設置するようにしてください。

3 組織体制

(1) 社内組織

コンプライアンスに関する社内組織は次のとおりです。

① コンプライアンス委員会

構成：経営者（代表者）、総務・工務・営業等各担当役員又は各部長
社外有識者

職務：コンプライアンス基本方針の策定・変更

コンプライアンス統括部署、コンプライアンス担当責任者の役割と責任

の明確化

コンプライアンス体制の整備状況について定期的な点検
不祥事発生時の対応と再発防止策

② コンプライアンス統括部署

構成：総務担当部署

職務：コンプライアンス体制の構築、運用
コンプライアンスに関する指導、改善
コンプライアンスに関する研修の実施

③ コンプライアンス担当責任者

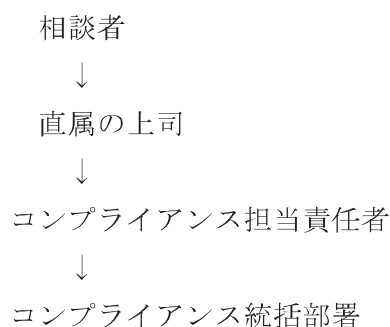
構成：各部門又は営業所の責任者

職務：部門内又は営業所内でのコンプライアンスの取組推進
コンプライアンス基本方針の遵守状況のチェック
コンプライアンス統括部署との連絡調整

④相談窓口の設置

(2) 相談窓口

日常の業務において、コンプライアンスの観点から疑問が生じた場合には、下記のとおり相談してください。



(高知県建設業協会の相談窓口を明示して代える場合)

日常の業務において、コンプライアンスの観点から疑問が生じた場合には、直属の上司に相談するほか、高知県建設業協会が設置している下記のコンプライアンスに関する相談窓口を利用することも出来ます。

一般社団法人 高知県建設業協会事務局
TEL (088) 822-6181
FAX (088) 823-5662

⑤内部通報窓口の設置

(3) 内部通報窓口

社内で違反行為が行われている場合には、次の窓口に通報してください。通報は、匿名でも受け付けるとともに、メール、電話、書面等どのような方法でも構いません。

また、通報の事実が漏洩しないようセキュリティに配慮し、通報者の氏名等を上司にも開示しません。通報された内容は、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告します。

なお、社内で違反行為が行われている旨の通報が外部から寄せられた場合についても本窓口において受け付け、内部通報に準じた処理を行います。

コンプライアンス統括部署

TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス : 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇



コンプライアンス委員会

(高知県建設業協会の公益通報連絡窓口を明示して代える場合)

社内で違反行為が行われている場合には、高知県建設業協会が設置している下記の公益通報連絡窓口を利用して通報することが出来ます。

(当機関では、通報者の秘密は保持されるとともに、公益通報したことにより通報者に不利益が生じないように配慮しています。)

一般社団法人 高知県建設業協会

「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務室」

TEL (088) 821-9779

FAX (088) 821-9719

4 行動基準（守るべきルール）

(1) 顧客・取引先との関係

① 独占禁止法の遵守（不当な取引制限の禁止）

ア 事業者による入札談合は決して行わない。

(ア) 入札談合には様々な形態があり、明示・黙示の別を問わず、入札参加者間で、受注予定者や入札価格について何らかの合意や了解が成立し、互いに「相手はこの合意や了解に従うであろう」として入札すれば該当することに十分注意しなければならない。

(イ) 研究会、勉強会等名称の如何を問わず、入札談合に該当する入札参加者間の情報交換等を行う会合には参加してはならない。

(ウ) 参加した会合の席上で入札談合に該当する話題が出た場合には、直ちに独占禁止法上問題があるので止めるように発言し、受け入れられない場合は、「当社は参加しない。」旨明確に宣言し退席しなければならない。

(エ) (ウ)に該当する会合から退席した場合は、帰社後直ちに日時、場所、参集者、状況等を書面に記録し相談窓口（直属の上司）に報告しなければならない。

(オ) 電話その他の通信手段により(イ)に類する勧誘等を受けた場合も(ウ)及び(エ)に準じた対応をとらなければならない。

イ 事業者団体による入札談合は決して行わない。

建設業界においても様々な事業者団体が結成されており、調査、研究、陳情、会員の福利厚生等に重要な役割を果たしているが、事業者団体による不当な取引制限も独占禁止法で禁止されていることに留意し、事業者団体会員としての活動においても、アに準じた対応をとらなければならない。

② 独占禁止法の遵守（不当な取引方法の禁止）

ア 不当廉売（ダンピング）は決して行わない。

公共工事における不当廉売の考え方（平成16年9月15日 公正取引委員会）に留意し、総販売原価（工事原価＋一般管理費）を著しく下回り、実行予算上の工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）を下回るような受注を継続して行い、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれを惹起させてはならない。

イ 優越的地位の濫用は決して行わない。

自社が取引において優越的な地位に立つ資材納入業者等に対して、通常必要な原価未満の価格で納品させるなど、通常の商慣習に照らして不当に相手方の利益を害する行為をしてはならない。

ウ 下請取引において優越的地位の濫用は決して行わない。

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会）に留意し、通常必要な原価未満の請負代金での下請契約を締結させるなど、不当に下請負人の利益を害する行為をしてはならない。

③ 建設業法の遵守

ア 建設業許可及び経営事項審査に関し、虚偽の申請をしてはならない。

イ 工事の施工に際し、現場に必ず主任技術者を置かなければならない。発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上の下請契約を締結して工事を施工するときは、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

ウ 建設業法令遵守ガイドライン（平成19年6月29日国土交通省総合政策局建設業課）に留意し、元請負人が自らの予算額のみを基準として下請負人との協議を行うことなく、一方的に下請代金額を決定し、その額で下請契約を締結させるなど元請負人と下請負人との対等な関係及び公正かつ透明な取引を害する行為をしてはならない。

エ 契約の締結は、書面で行わなければならない。

オ 契約後は、契約条項を誠実に履行しなければならない。

カ 公共工事及び多数の者が利用する施設に係る建設工事では、一括下請負をしてはならない。その他の場合も、発注者の承諾を得なければ原則として、してはならない。

④ その他の法令の遵守

ア 個人情報情報は、適切に管理し、本来の目的以外に使用してはならない。（個人情報保護法）

イ 公務員への不正な接待等を行うこと、又は受けることはしてはならない。（刑法）

ウ 広告、表示、説明等を行う場合には、事実と異なる内容（虚偽、誇大等）を示してはならない。（社内規程等）

エ 会計処理にあたっては、企業会計原則、社内規程等に則り、適正に行い、伝票、証憑書類の虚偽、隠蔽は行ってはならない。（企業会計原則、商法、会社法、社内規程等）

⑤ 高品質なサービスの提供

ア 顧客の安全・安心を旨とし、優れた技術により高品質な社会資本及びサービスを提供しなければならない。（公共工事品質確保法）

イ 工事の施工にあたっては、関連する法令を遵守し、常に安全に留意して行動しなければならない。（労働安全衛生法、労働基準法等）

(2) 株主・投資家との関係

① 情報の開示

事業報告、財務状況など企業活動全般について、適時適切に情報を開示しなければならない。（企業会計原則、商法、会社法、社内規程等）

② 正確な記録

業務に関する記録は正しく記録し、特に、会計帳簿、伝票、契約書等は関係法令、社内規程に定められた期間保存しなければならない。（社内規程等）

(3) 社会との関係

① 地域社会への貢献

社会の健全な発展の担い手として、社会貢献活動に積極的に参加し、また、これらの活動を支援しなければならない。（社内規程等）

② 反社会的勢力との対決

役職員は、反社会的勢力からの取引や金銭などの要求には毅然として対応し、一切関係を持ってはならない。一方で、会社は自らの利益を得るために反社会的勢力を利用したり、利益供与も行ってはならない。（暴力団対策法、会社法、社内規程等）

③ 公正透明な政治参加

政治献金や各種団体への寄付などを行う場合は、公職選挙法や政治資金規正法等を遵守し、誤解を招くような行動をしてはならない。（公職選挙法、政治資金規正法）

④ 環境に配慮した経営

廃棄物の処理、土壌汚染防止等に関する法令を遵守し、環境保護の意識の向上に努めなければならない。（廃棄物処理法、土壌汚染対策法、建設リサイクル法等）

(4) 従業員との関係

① 人権の尊重

雇用や処遇にあたっては、従業員の人権を尊重するとともに、人種、信条、

性別、宗教、国籍、年齢、学歴、その他個人的な特性に基づいた差別は、いかなる場合にあっても、行ってはならない。（労働基準法、男女雇用機会均等法等）

② セクシャル・ハラスメント等の禁止

性的な嫌がらせや地位や立場を利用した嫌がらせ、また、それらと誤解されるおそれのある行為を行ってはならない。（労働基準法、男女雇用機会均等法）

③ プライバシーの保護

従業員の個人情報、適正に管理し、本来の目的以外に使用してはならない。また、裁判所の命令等の正当な理由がない限り、本人の承諾なく、これを外部に開示してならない。（個人情報保護法等）

④ 労働関係法令の遵守

労働関係法令を遵守し、勤務時間等の労働条件について、適正な管理を行わなければならない。（労働基準法、労働契約法、社内規程等）

⑤ 職場の安全衛生

職場の整理整頓に努め、快適な職場環境を保たなければならない。また、就業規則や安全衛生管理規程における安全衛生の各条項を遵守し、従業員の健康増進に努めなければならない。（労働安全衛生法、社内規程等）

⑦違反者に対する措置

5 違反者に対する措置

このコンプライアンス基本方針に違反した者や違反行為を放置した者については、就業規則に基づき処分します。

役員以外の従業員がいる事業者（従業員数10人以上の事業者を除く）の例（必ず必要な項目）

〇〇〇建設株式会社

①経営トップによる基本方針の表明

コンプライアンス基本方針

はじめに

今日、企業に対する社会的責任や公共的使命を要請する機運が高まっています。それに応えるためには、私たち企業と社員一人一人が、法令や社会的規範を遵守して、事業活動を行うことが重要であるとの認識が必要です。

また、そのような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、仕事を通して社会の発展に貢献していくことにもつながり、社会から高い信頼と評価を得ることができると考えています。

ここに掲げるコンプライアンス基本方針は、すべての役職員が守らなければならない基本原則です。私の目指すところは、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくことです。

私たちの主力事業である建設業は、公共性が高く、社会資本として永く受け継がれるべきものであり、高品質で安全性の高いものを提供する責任は非常に重要です。

今回、ここに、当社のコンプライアンス基本方針を作成するにあたり、私たち、〇〇建設株式会社の役職員は、等しく誠心誠意、基本方針及び業務に関する法令・ルールを遵守し、より一層倫理的な組織文化を構築していくことを宣言します。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

1 目的と基本姿勢

このコンプライアンス基本方針は、当社の業務を遂行する上で、特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめたものです。したがって、これは、すべてを網羅するものではありません。あくまでも基本的な考え方を示したものです。

ここで、触れられていない問題、または自分だけでは答えを見つけにくい複雑な問題等については、直属の上司、コンプライアンス担当部署等に相談してください。

もし、相談や報告に対して何らかの報復が加えられるようなことがあれば、事実関係を調査し、それを正していきます。問題があれば、声に出すように心がけてください。私たちは、公正な職場と健全な取引関係を築き上げ、仕事を通して社会の発展に貢献していくことを目指していきます。

②企業行動指針（倫理方針）

2 企業行動指針

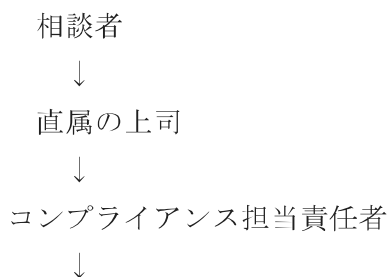
- (1) 企業活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守します。
- (2) 技術の研鑽を図り、高品質な社会資本及び関連サービスを提供します。
- (3) すべての人々が安心を得られるような徹底した安全対策を図ります。
- (4) 社員一人ひとりを公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境を実現します。
- (5) 循環型社会の形成を目指し、地球環境の保全に努めます。
- (6) 政治、行政等との健全かつ透明性の高い関係を構築します。
- (7) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (8) 地域社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組みます。
- (9) 顧客、株主等に対し、適時適切に企業情報を開示します。
- (10) 本基本方針を尊重して企業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

④相談窓口の設置

3 組織体制

(1) 相談窓口

日常の業務において、コンプライアンスの観点から疑問が生じた場合には、下記のとおり相談してください。



コンプライアンス統括部署
(高知県建設業協会の相談窓口を明示して代える場合)

日常の業務において、コンプライアンスの観点から疑問が生じた場合には、直属の上司に相談するほか、高知県建設業協会が設置している下記のコンプライアンスに関する相談窓口を利用することも出来ます。

一般社団法人 高知県建設業協会事務局
TEL (088) 822-6181
FAX (088) 823-5662

⑤内部通報窓口の設置

(2) 内部通報窓口

社内で違反行為が行われている場合には、次の窓口へ通報してください。通報は、匿名でも受け付けるとともに、メール、電話、書面等どのような方法でも構いません。

また、通報の事実が漏洩しないようセキュリティに配慮し、通報者の氏名等を上司にも開示しません。通報された内容は、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告します。

なお、社内で違反行為が行われている旨の通報が外部から寄せられた場合についても本窓口において受け付け、内部通報に準じた処理を行います。

コンプライアンス統括部署
TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス : 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

↓

コンプライアンス委員会

(高知県建設業協会の公益通報連絡窓口を明示して代える場合)

社内で違反行為が行われている場合には、高知県建設業協会が設置している下記の公益通報連絡窓口を利用して通報することが出来ます。

(当機関では、通報者の秘密は保持されるとともに、公益通報したことにより通報者に不利益が生じないよう配慮しています。)

一般社団法人 高知県建設業協会

「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務室」

TEL (088) 821-9779

FAX (088) 821-9719

⑥ 役職員の具体的な行動基準

4 行動基準（守るべきルール）

(1) 顧客・取引先との関係

① 独占禁止法の遵守（不当な取引制限の禁止）

ア 事業者による入札談合は決して行わない。

(ア) 入札談合には様々な形態があり、明示・黙示の別を問わず、入札参加者間で、受注予定者や入札価格について何らかの合意や了解が成立し、互いに「相手はこの合意や了解に従うであろう」として入札すれば該当することに十分注意しなければならない。

(イ) 研究会、勉強会等名称の如何を問わず、入札談合に該当する入札参加者間の情報交換等を行う会合には参加してはならない。

(ウ) 参加した会合の席上で入札談合に該当する話題が出た場合には、直ちに独占禁止法上問題があるので止めるように発言し、受け入れられない場合は、「当社は参加しない。」旨明確に宣言し退席しなければならない。

(エ) (ウ)に該当する会合から退席した場合は、帰社後直ちに日時、場所、参集者、状況等を書面に記録し相談窓口（直属の上司）に報告しなければならない。

(オ) 電話その他の通信手段により(イ)に類する勧誘等を受けた場合も(ウ)及び(エ)に準じた対応をとらなければならない。

イ 事業者団体による入札談合は決して行わない。

建設業界においても様々な事業者団体が結成されており、調査、研究、陳情、会員の福利厚生等に重要な役割を果たしているが、事業者団体による不当な取引制限も独占禁止法で禁止されていることに留意し、事業者団体会員としての活動においても、アに準じた対応をとらなければならない。

② 独占禁止法の遵守（不当な取引方法の禁止）

ア 不当廉売（ダンピング）は決して行わない。

公共工事における不当廉売の考え方（平成16年9月15日 公正取引委員会）に留意し、総販売原価（工事原価＋一般管理費）を著しく下回り、実行予算

上の工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）を下回るような受注を継続して行い、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれを惹起させてはならない。

イ 優越的地位の濫用は決して行わない。

自社が取引において優越的な地位に立つ資材納入業者等に対して、通常必要な原価未満の価格で納品させるなど、通常の商慣習に照らして不当に相手方の利益を害する行為をしてはならない。

ウ 下請取引において優越的地位の濫用は決して行わない。

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日 公正取引委員会）に留意し、通常必要な原価未満の請負代金での下請契約を締結させるなど、不当に下請負人の利益を害する行為をしてはならない。

③ 建設業法の遵守

ア 建設業許可及び経営事項審査に関し、虚偽の申請をしてはならない。

イ 工事の施工に際し、現場に必ず主任技術者を置かなければならない。発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上の下請契約を締結して工事を施工するときは、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

ウ 建設業法令遵守ガイドライン（平成19年6月29日 国土交通省総合政策局建設業課）に留意し、元請負人が自らの予算額のみを基準として下請負人との協議を行うことなく、一方的に下請代金額を決定し、その額で下請契約を締結させるなど元請負人と下請負人との対等な関係及び公正かつ透明な取引を害する行為をしてはならない。

エ 契約の締結は、書面で行わなければならない。

オ 契約後は、契約条項を誠実に履行しなければならない。

カ 公共工事及び多数の者が利用する施設に係る建設工事では、一括下請負をしてはならない。その他の場合も、発注者の承諾を得なければ原則として、してはならない。

④ その他の法令の遵守

ア 個人情報、適切に管理し、本来の目的以外に使用してはならない。（個人情報保護法）

イ 公務員への不正な接待等を行うこと、又は受けることはしてはならない。（刑法）

ウ 広告、表示、説明等を行う場合には、事実と異なる内容（虚偽、誇大等）を示してはならない。（社内規程等）

エ 会計処理にあたっては、企業会計原則、社内規程等に則り、適正に行い、伝票、証憑書類の虚偽、隠蔽は行ってはならない。（企業会計原則、商法、会社法、社内規程等）

⑤ 高品質なサービスの提供

ア 顧客の安全・安心を旨とし、優れた技術により高品質な社会資本及びサービスを提供しなければならない。（公共工物品質確保法）

イ 工事の施工にあたっては、関連する法令を遵守し、常に安全に留意して行動しなければならない。（労働安全衛生法、労働基準法等）

(2) 株主・投資家との関係

① 情報の開示

事業報告、財務状況など企業活動全般について、適時適切に情報を開示しなければならない。（企業会計原則、商法、会社法、社内規程等）

② 正確な記録

業務に関する記録は正しく記録し、特に、会計帳簿、伝票、契約書等は関係法令、社内規程に定められた期間保存しなければならない。（社内規程等）

(3) 社会との関係

① 地域社会への貢献

社会の健全な発展の担い手として、社会貢献活動に積極的に参加し、また、これらの活動を支援しなければならない。（社内規程等）

② 反社会的勢力との対決

役職員は、反社会的勢力からの取引や金銭などの要求には毅然として対応し、一切関係を持つてはならない。一方で、会社は自らの利益を得るために反社会的勢力を利用したり、利益供与も行ってはならない。（暴力団対策法、会社法、社内規程等）

③ 公正透明な政治参加

政治献金や各種団体への寄付などを行う場合は、公職選挙法や政治資金規正法等を遵守し、誤解を招くような行動をしてはならない。（公職選挙法、政治資金規正法）

④ 環境に配慮した経営

廃棄物の処理、土壌汚染防止等に関する法令を遵守し、環境保護の意識の向上に努めなければならない。（廃棄物処理法、土壌汚染対策法、建設リサイクル法等）

（４） 従業員との関係

① 人権の尊重

雇用や処遇にあたっては、従業員の人権を尊重するとともに、人種、信条、性別、宗教、国籍、年齢、学歴、その他個人的な特性に基づいた差別は、いかなる場合にあっても、行ってはならない。（労働基準法、男女雇用機会均等法等）

② セクシャル・ハラスメント等の禁止

性的な嫌がらせや地位や立場を利用した嫌がらせ、また、それらと誤解されるおそれのある行為を行ってはならない。（労働基準法、男女雇用機会均等法）

③ プライバシーの保護

従業員の個人情報、適正に管理し、本来の目的以外に使用してはならない。また、裁判所の命令等の正当な理由がない限り、本人の承諾なく、これを外部に開示してならない。（個人情報保護法等）

④ 労働関係法令の遵守

労働関係法令を遵守し、勤務時間等の労働条件について、適正な管理を行わなければならない。（労働基準法、労働契約法、社内規程等）

⑤ 職場の安全衛生

職場の整理整頓に努め、快適な職場環境を保たなければならない。また、就業規則や安全衛生管理規程における安全衛生の各条項を遵守し、従業員の健康増進に努めなければならない。（労働安全衛生法、社内規程等）

⑦違反者に対する措置

5 違反者に対する措置

このコンプライアンス基本方針に違反した者や違反行為を放置した者については、就業規則に基づき処分します。

役員以外の従業員がいない事業者の例（必ず必要な項目）
個人事業者の例（必ず必要な項目）

〇〇〇建設株式会社

①経営トップによる基本方針の表明

コンプライアンス基本方針

はじめに

今日、企業に対する社会的責任や公共的使命を要請する機運が高まっています。それに応えるためには、私たち企業と社員一人一人が、法令や社会的規範を遵守して、事業活動を行うことが重要であるとの認識が必要です。

また、そのような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、仕事を通して社会の発展に貢献していくことにもつながり、社会から高い信頼と評価を得ることができると考えています。

ここに掲げるコンプライアンス基本方針は、すべての役職員が守らなければならない基本原則です。私の目指すところは、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくことです。

私たちの主力事業である建設業は、公共性が高く、社会資本として永く受け継がれるべきものであり、高品質で安全性の高いものを提供する責任は非常に重要です。

今回、ここに、当社のコンプライアンス基本方針を作成するにあたり、私たち、〇〇建設株式会社の役職員は、等しく誠心誠意、基本方針及び業務に関する法令・ルールを遵守し、より一層倫理的な組織文化を構築していくことを宣言します。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表者 〇〇 〇〇

1 目的と基本姿勢

このコンプライアンス基本方針は、当社の業務を遂行する上で、特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめたものです。したがって、これは、すべてを網羅するものではありません。あくまでも基本的な考え方を示したものです。

ここで、触れられていない問題、または自分だけでは答えを見つけにくい複雑な問

題等については、直属の上司、コンプライアンス担当部署等に相談してください。

もし、相談や報告に対して何らかの報復が加えられるようなことがあれば、事実関係を調査し、それを正していきます。問題があれば、声に出すように心がけてください。私たちは、公正な職場と健全な取引関係を築き上げ、仕事を通して社会の発展に貢献していくことを目指していきます。

②企業行動指針（倫理方針）

2 企業行動指針

- (1) 企業活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守します。
- (2) 技術の研鑽を図り、高品質な社会資本及び関連サービスを提供します。
- (3) すべての人々が安心を得られるような徹底した安全対策を図ります。
- (4) 社員一人ひとりを公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境を実現します。
- (5) 循環型社会の形成を目指し、地球環境の保全に努めます。
- (6) 政治、行政等との健全かつ透明性の高い関係を構築します。
- (7) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (8) 地域社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組みます。
- (9) 顧客、株主等に対し、適時適切に企業情報を開示します。
- (10) 本基本方針を尊重して企業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

⑥役職員の具体的な行動基準

3 行動基準（守るべきルール）

(1) 顧客・取引先との関係

① 独占禁止法の遵守（不当な取引制限の禁止）

ア 事業者による入札談合は決して行わない。

(ア) 入札談合には様々な形態があり、明示・黙示の別を問わず、入札参加者間で、受注予定者や入札価格について何らかの合意や了解が成立し、互いに「相手はこの合意や了解に従うであろう」として入札すれば該当することに十分注意しなければならない。

(イ) 研究会、勉強会等名称の如何を問わず、入札談合に該当する入札参加者間の情報交換等を行う会合には参加してはならない。

(ウ) 参加した会合の席上で入札談合に該当する話題が出た場合には、直ち

に独占禁止法上問題があるので止めるように発言し、受け入れられない場合は、「当社は参加しない。」旨明確に宣言し退席しなければならない。

(エ) (ウ)に該当する会合から退席した場合は、帰社後直ちに日時、場所、参集者、状況等を書面に記録し相談窓口（直属の上司）に報告しなければならない。

(オ) 電話その他の通信手段により(イ)に類する勧誘等を受けた場合も(ウ)及び(エ)に準じた対応をとらなければならない。

イ 事業者団体による入札談合は決して行わない。

建設業界においても様々な事業者団体が結成されており、調査、研究、陳情、会員の福利厚生等に重要な役割を果たしているが、事業者団体による不当な取引制限も独占禁止法で禁止されていることに留意し、事業者団体会員としての活動においても、アに準じた対応をとらなければならない。

② 独占禁止法の遵守（不当な取引方法の禁止）

ア 不当廉売（ダンピング）は決して行わない。

公共工事における不当廉売の考え方（平成16年9月15日 公正取引委員会）に留意し、総販売原価（工事原価＋一般管理費）を著しく下回り、実行予算上の工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）を下回るような受注を継続して行い、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれを惹起させてはならない。

イ 優越的地位の濫用は決して行わない。

自社が取引において優越的な地位に立つ資材納入業者等に対して、通常必要な原価未満の価格で納品させるなど、通常の商慣習に照らして不当に相手方の利益を害する行為をしてはならない。

ウ 下請取引において優越的地位の濫用は決して行わない。

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日 公正取引委員会）に留意し、通常必要な原価未満の請負代金での下請契約を締結させるなど、不当に下請負人の利益を害する行為をしてはならない。

③ 建設業法の遵守

ア 建設業許可及び経営事項審査に関し、虚偽の申請をしてはならない。

イ 工事の施工に際し、現場に必ず主任技術者を置かなければならない。発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上の下請契約を締結して工事を施工するときは、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

ウ 建設業法令遵守ガイドライン（平成19年6月29日国土交通省総合政策局建設業課）に留意し、元請負人が自らの予算額のみを基準として下請負人との協議を行うことなく、一方的に下請代金額を決定し、その額で下請契約を締結させるなど元請負人と下請負人との対等な関係及び公正かつ透明な取引を害する行為をしてはならない。

エ 契約の締結は、書面で行わなければならない。

オ 契約後は、契約条項を誠実に履行しなければならない。

カ 公共工事及び多数の者が利用する施設に係る建設工事では、一括下請負をしてはならない。その他の場合も、発注者の承諾を得なければ原則として、してはならない。

④ その他の法令の遵守

ア 個人情報、適切に管理し、本来の目的以外に使用してはならない。（個人情報保護法）

イ 公務員への不正な接待等を行うこと、又は受けることはしてはならない。（刑法）

ウ 広告、表示、説明等を行う場合には、事実と異なる内容（虚偽、誇大等）を示してはならない。（社内規程等）

エ 会計処理にあたっては、企業会計原則、社内規程等に則り、適正に行い、伝票、証憑書類の虚偽、隠蔽は行ってはならない。（企業会計原則、商法、会社法、社内規程等）

⑤ 高品質なサービスの提供

ア 顧客の安全・安心を旨とし、優れた技術により高品質な社会資本及びサービスを提供しなければならない。（公共工物品質確保法）

イ 工事の施工にあたっては、関連する法令を遵守し、常に安全に留意して行動しなければならない。（労働安全衛生法、労働基準法等）

(2) 株主・投資家との関係

① 情報の開示

事業報告、財務状況など企業活動全般について、適時適切に情報を開示しなければならない。（企業会計原則、商法、会社法、社内規程等）

② 正確な記録

業務に関する記録は正しく記録し、特に、会計帳簿、伝票、契約書等は関係法令、社内規程に定められた期間保存しなければならない。（社内規程等）

(3) 社会との関係

① 地域社会への貢献

社会の健全な発展の担い手として、社会貢献活動に積極的に参加し、また、これらの活動を支援しなければならない。（社内規程等）

② 反社会的勢力との対決

役職員は、反社会的勢力からの取引や金銭などの要求には毅然として対応し、一切関係を持つてはならない。一方で、会社は自らの利益を得るために反社会的勢力を利用したり、利益供与も行ってはならない。（暴力団対策法、会社法、社内規程等）

③ 公正透明な政治参加

政治献金や各種団体への寄付などを行う場合は、公職選挙法や政治資金規正法等を遵守し、誤解を招くような行動をしてはならない。（公職選挙法、政治資金規正法）

④ 環境に配慮した経営

廃棄物の処理、土壌汚染防止等に関する法令を遵守し、環境保護の意識の向上に努めなければならない。（廃棄物処理法、土壌汚染対策法、建設リサイクル法等）

(4) 従業員との関係

① 人権の尊重

雇用や処遇にあたっては、従業員の人権を尊重するとともに、人種、信条、性別、宗教、国籍、年齢、学歴、その他個人的な特性に基づいた差別は、いかなる場合にあっても、行ってはならない。（労働基準法、男女雇用機会均等法等）

② セクシャル・ハラスメント等の禁止

性的な嫌がらせや地位や立場を利用した嫌がらせ、また、それらと誤解されるおそれのある行為を行ってはならない。（労働基準法、男女雇用機会均等法）

③ プライバシーの保護

従業員の個人情報とは、適正に管理し、本来の目的以外に使用してはならない。また、裁判所の命令等の正当な理由がない限り、本人の承諾なく、これを外部に開示してならない。（個人情報保護法等）

④ 労働関係法令の遵守

労働関係法令を遵守し、勤務時間等の労働条件について、適正な管理を行わなければならない。（労働基準法、労働契約法、社内規程等）

⑤ 職場の安全衛生

職場の整理整頓に努め、快適な職場環境を保たなければならない。また、就業規則や安全衛生管理規程における安全衛生の各条項を遵守し、従業員の健康増進に努めなければならない。（労働安全衛生法、社内規程等）

⑦違反者に対する措置

4 違反者に対する措置

このコンプライアンス基本方針に違反した者や違反行為を放置した者については、就業規則に基づき処分します。

令和2年度

高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）

土木事務所管内

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県発注の建設工事の一般競争及び指名競争入札に参加する資格の審査申請をします。なお、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約いたします。また、申請書記載事項に変更があった場合、遅滞なく変更届を提出します。また、「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」第3条第5項各号に該当しないことを誓約します。

申請者の主たる営業所 所在地
商号・名称
代表者氏名 印

1 許可番号 大臣・知事許可番号コード []第 []号 2 審査基準決算 []年 []月 []日

3 申請区分 継続 [] 新規 [] ※許可番号に変更があった場合には、前回申請時の許可番号を記入(-) 4 法人又は個人の別 (1法人 2個人) []

5 商号名称(フリガナ) []
商号名称 []

6 代表者名(フリガナ) []
代表者名 [] 7 代表者役職名 []

8 所在地 []
郵便番号 [] - [] 9 電話番号 []

10 課税免税届 課税 [] 免税 [] 11 FAX番号 []

12 Eメールアドレス 登録済 [] 新規 [] アドレス []

13 入札参加資格審査申請業種
(土)(建)(大)(左)(と)(石)(屋)(電)(管)(夕)(鋼)(筋)(舗)(しゆ)(板)(ガ)(塗)(防)(内)(機)(絶)(通)(園)(井)(具)(水)(消)(清)(解)
経審を受けた業種 (○を記入する) []
申請業種 (1を記入する) []

[申請業種は審査基準日(10月1日)現在で、許可を受けているものに限る。]

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
FAX番号 _____

<行政庁使用欄> 社会保険等の加入確認

[] 加入有り又は適用除外 [] 加入無し → 無しのものに○ (健康保険、厚生年金、雇用保険)

14 特定希望工種 (自社施工が可能でなければ記入しないこと)

自社施工可能(行政庁記入欄)

塗装又は管工事を申請した方で、下記の特定工種の施工が可能であり、入札参加を希望する場合は、登録欄に「1」を記入すること。

入札参加資格審査申請業種	特定工種	登録欄	完工高(千円)
塗装工事	路面標示工事		
	空調工事		
管工事	浄化槽設備工事		
	給排水衛生設備工事		

→(167)の資格者が必要

→特例の届が必要

※ 完工高については、審査基準日以前で直近の決算額の内、特定工種に該当する金額(消費税抜) 完成工事高(行政庁記入欄)のみを記入すること。

15 出資会社名簿 [審査基準日(10月1日)現在で出資を受けている建設業許可業者名簿]

頁数 頁

申請者								
許可番号			-					

総資本金額(出資金額)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	円
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

番号	商号又は名称等	許可番号及び出資金額等
	所在地 商号又は名称 代表者	許可番号 <input type="text"/> 第 <input type="text"/> 号 出資金額 <input type="text"/> 円
	所在地 商号又は名称 代表者	許可番号 <input type="text"/> 第 <input type="text"/> 号 出資金額 <input type="text"/> 円
	所在地 商号又は名称 代表者	許可番号 <input type="text"/> 第 <input type="text"/> 号 出資金額 <input type="text"/> 円
	所在地 商号又は名称 代表者	許可番号 <input type="text"/> 第 <input type="text"/> 号 出資金額 <input type="text"/> 円
	所在地 商号又は名称 代表者	許可番号 <input type="text"/> 第 <input type="text"/> 号 出資金額 <input type="text"/> 円

建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況表

(1) 会社法に規定する親会社(有・無)(該当するものを○で囲むこと。)

商号又は名称	許可番号	住所	備考

(2) 会社法に規定する子会社(有・無)(該当するものを○で囲むこと。)

商号又は名称	許可番号	住所	備考

(3) 役員の兼任(有・無)(該当するものを○で囲むこと。)

役職	氏名	兼任先の商号又は名称	兼任先の許可番号	住所

建設業に従事する職員一覧表〔審査基準日(10月1日)現在〕

申請者											
許可番号			-								

頁数 頁

技術職員数 人 現場代理人数 人 その他の職員数 人 合計 人

番号	技術職員	現代 理 場人	その他	技術 単位 研修数	氏名		資格取得年月日等		有資格区分コード				実務経験 担当業種		日給制の場合		備考	
					生	年	月	日	確	認	方	法	20日 以上	年間 出動日数				
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								
						R・H・S・T	年	月	日	生								

- 注意事項
- ①技術職員、現場代理人、その他(業務経理担当者等)の該当する欄に○印を入れてください。(出向者は除く)
 - ②採用年月日の確認方法について記入してください。(雇用保険取得証、健康保険被保険者証等)
 - ③日給者は、次のいずれかの条件を満たしていれば、常時雇用されている者として扱います。
 - 審査基準日前日以前の1年間(平成30年10月1日から令和元年年9月30日までの間)において、
 - ・20日以上勤務した月数が6ヶ月以上あること。
 - ・年間出動日数が200日以上であること。
 (中途採用の場合は、「総出動日数>200日×雇用月数/12月」を満たしていること。)
 - ④技術研修単位数欄は各自の単位数を記入し、その合計を右の技術研修単位数合計に記入すること。
必ず地域点数審査調書の項番7の単位数と一致すること。

技術研修
単位数合計 単位

17 監理技術者資格者一覧表

頁数 頁

※土木一式工事業の入札参加資格審査申請の場合にのみ記入

申請者	
許可番号	—

番号	氏名	講習受講の有無	勤務期間6月超	番号	氏名	講習受講の有無	勤務期間6月超
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	
		有・無				有・無	

合計	(人) 人
----	-------------------

記載要領

- この表は、項番16「建設業に従事する職員一覧表」に記載した監理技術者資格者について記入すること。
- 講習受講の有無の欄は、どちらかを○で囲むこと。
(監理技術者資格者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)又は講習修了履歴(写)を提示すること。)
- 勤務期間6月超の欄は、該当する場合は○を記入すること。
- 合計欄は、審査基準日現在継続勤務期間が6月を超え、かつ講習受講有りの人数を()内に再掲すること。

※土木一式工事業の入札参加資格申請の場合にのみ記入

申請者	
許可番号	—

(土木一式工事に該当するもののみ記入)

※直前の決算日 令和 年 月 日
(単位:千円)

番号	注文者	工事名	請負代金の額	着工年月		
				完成年月		
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月
				令和	年	月

合計	件	千円
----	---	----

		千万円
--	--	-----

記載要領

- 1. この表は、直前の事業年度における土木一式工事のうち、公共元請完成工事高の合計が1千万円以上の場合に記入すること。(1件毎の工事が1千万円未満でも可)
- 2. 直前の決算終了後の変更届出書を必ず提示すること。
- 3. 合計金額が3億円を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入すること。
- 4. 対象となる直前の事業年度が、課税事業者の場合は税抜きで、免税事業者の場合は税込みで記入すること。
- 5. 1件の請負代金の額が100万円未満の少額工事は対象としません。

1 工事成績評定

前年度に高知県発注の工事成績評定を受けた土木一式工事、建築一式工事の件数を記入のこと。(完成検査日が平成30年度中の工事成績評定通知書(写)を添付)

申請者, 許可番号

土木一式工事 件 建築一式工事 件

2 ISO(国際標準化機構)のマネジメントシステム等の登録(ISOについては登録証及び定期審査報告書(写)を添付、

ISO 14000 (登録年月日:令和 年 月 日)

エコアクション21については認証・登録証(写)を添付 該当有りの場合「1」を記入。

エコアクション 2 (登録年月日:令和 年 月 日)

3 次世代育成支援企業認証等の取得(次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(写)

又は高知県ワークライフバランス推進企業認証書(高知県次世代育成支援企業認証書)(写)を添付 該当有りの場合「1」を記入。

次世代育成支援企業認証等 (認定または認証年月日:令和 年 月 日)

高知県見守り雇用主認証企業の取得(認証企業証書(写)を添付) 該当有りの場合「1」を記入。

高知県見守り雇用主認証 (認証年月日:令和 年 月 日)

協力雇用主の登録及び雇用実績(証明書(写)を添付) 該当有りの場合「1」を記入。

協力雇用主 (登録年月日:令和 年 月 日 雇用開始日:令和 年 月 日)

4 安全対策(建設業労働災害防止協会)に加入している場合は、「1」を記入。(加入していることを証明する書面(原本)を提示)

5 「不当要求防止責任者講習」を受講している場合は、「1」を記入。(受講修了書(写)を添付)

(受講年月日:令和 年 月 日)

※ 受講者が職員一覧表に記載のない者の場合、在籍確認のため、健康保険被保険者証(写)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は賃金台帳(10月分、支払いがまだの場合は直近の分)等を提示。

(注) 項番 6~15については、土木工事業を申請する場合のみ記入してください。

6 土木工事業の監理技術者資格者数

土木工事業で、雇用期間が6ヶ月を超え、かつ過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者資格者数を記入のこと。

人

7 土木技術の研修

全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度(土木施工管理/CPDS)」における登録学習単位数の合計を記入のこと。(土木施工管理技士会の学習履歴証明書を提示)

単位

8 土木一式工事に係る特許権、実用新案権の取得

土木一式工事に係る特許権、実用新案権を取得している場合は、その件数を記入のこと。(登録を証明する書面(写)を添付)

件

9 公共工事元請完成工事高

直前の事業年度における土木一式工事の完成工事高のうち、公共元請完成工事高が1千万円を超えている場合はその金額を記入すること。

千円(1千万円未満は切り捨てる)

10 指名停止

審査基準日前直前の1年間(10月1日~9月30日)において、指名停止が開始した場合は、指名停止期間を記入のこと。(指名停止通知書(写)を提示)

月(停止期間が1月未満の場合は、1月と記入のこと)

11 従事職員数

10月1日現在で雇用期間が1年を超える常勤の従事職員数を記入のこと。

人

12 障害者雇用

10月1日現在で雇用期間1年を超える障害者の人数を記入のこと。(障害者手帳(写)、療育手帳(写)及び精神障害者保健福祉手帳(写)を提示) ※労働局に障害者雇用状況報告書を提出している場合はその写を添付

人(内訳:身体障害者 級 人、知的障害者 A・B 人、精神障害者 級 人)

13 災害対応協力等

前年度及び前々年度において、県の要請に基づき災害時の復旧工事等を行った場合は、件数を記入すること。(県の緊急工事又は緊急委託業務の発注依頼書(写)を添付)

件

一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、「1」を記入のこと。(登録していることを別途該当事業者名簿で確認します)

国又は市町村(消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む)が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、「1」を記入のこと。(登録していることを証明する書類(原本)を提示)

14 県産品の使用

前年度に完成した県発注工事において、県内産資材を使用した件数を記入すること。(該当する場合は、施工計画書別添様式「主要材料」(写)を添付)

件

15 地域ボランティア

前年度において、県の土木事業に関するボランティア活動(ふれあいの道づくり支援事業)及び県の海岸緊急清掃事業参加団体(ビーチボランティア)に登録し、活動を行った場合に活動回数を記入すること。

回(該当する場合は、活動実績報告書の(写)を添付) ロードボランティア 回+ビーチボランティア 回x2

地域点数計算表(行政庁使用欄)

Table with 15 columns (1-15) and 2 rows (土, 建) for scoring.

令和2年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類 チェックリスト兼受領書

高知県土木部土木政策課 受 付 印

申請者									
許可番号			-						

☑でチェックした後、提出（提示）してください。なお、提出（提示）書類の詳細については、要綱及び要領で確認してください。

- 必須書類 } 該当なしでも全ての様式を提出のこと 必要な場合

A 申請書類

- 1 令和2年度高知県建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書
- 2 高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（項番 1～15-1）
- 3 建設業に従事する職員一覧表（項番 16）
- 4 監理技術者資格者一覧表（項番 17）
- 5 公共工事元請完成工事一覧表（項番 18）
- 6 地域点数審査調書（別記1号様式）
- 7 年間委任状（様式適宜）
- 8 コンプライアンス基本方針策定状況確認票
- 9 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書（2部）

B 持参書類

- 1 納税証明書（納期限が令和元年9月30日までの税金の「滞納なし」の証明書。原本に限る）
 - 2 令和元年10月1日現在の賃金（給与）台帳、源泉徴収簿、雇用保険、社会保険等それぞれの職員の在籍及び常勤を証する書類
 - 3 **個人住民税の特別徴収税額決定通知書**
 - 4 審査基準日以前に経営事項審査を受審している場合は、申請書一式（控）。（土木政策課の受付印のあるもの）及び**審査基準決算終了後の変更届出書**
 - 5 経営事項審査の審査基準日以降に新たに資格を取得した技術者については、その資格を証する書類等、また、商号・所在地・代表者等に変更があった場合は、変更届出書副本
- ※ 経営事項審査申請書の技術者職員名簿の有資格以外に資格を有する技術者については、その資格が分かるもの（免状等の写し）を提示願います。**

（注意）以下の6～21については、地域点数審査調書の内容を確認してください。

- 6 平成30年度中（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に完成検査を受けた高知県発注工事（土木一式工事または建築一式工事のみ）に係る成績評定通知書（写）
- 7 ISO登録証及び定期審査報告書（写）、エコアクション21の認証・登録証（写）
- 8 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書（写）、高知県ワークライフバランス推進企業認証書（高知県次世代育成支援企業認証書）（写）、協力雇用主証明書（写）
- 9 高知県見守り雇用主認証企業証書（写）
- 10 建設業労働災害防止協会に加入していることを証明する書類（原本）
- 11 不当要求防止責任者講習の受講修了書（写）
- 12 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（写）又は講習修了履歴（写）
- 13 土木技術研修に係る土木施工管理技士会の**学習履歴証明書（原本）**※証明内容がR1.10.1現在のもの
- 14 特許権・実用新案権の登録を証明する書面（写）
- 15 指名停止通知書（写）
- 16 継続雇用期間が1年を超える従業員（障害者）の障害者手帳（写）、療育手帳（写）及び精神障害者保健福祉手帳（写）
- 17 高知県の緊急工事発注依頼書（写）又は緊急委託業務発注依頼書（写）
- 18 消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることを証明する書類（原本）
- 19 高知県発注工事の施工計画書別添様式「主要材料」（写）
- 20 地域ボランティア活動実績報告書（写）
- 21 コンプライアンス基本方針（写）

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書

- ※ ① 該当する口欄に、✓印を入れてください。
 ② 必ず2部（1部はコピー）提出してください。

- 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合 → 下欄に市町村名と従業員等数を必ず記入してください。
 （高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。次ページの備考を参照してください。）がいる場合）
 ↓
 現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。

高知県内に住所を有する上記の従業員等が、平成31年1月1日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか1市町村）及びその市町村に居住する従業員等の人数			
市町村名		従業員等数	人

※ 上記市町村から送付される直近の個人住民税特別徴収税額決定通知書の原本を提示してください。

- 2 新規事業者等で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合

新規事業者等のため、市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

- 3 個人住民税の特別徴収義務者ではない場合
 （高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等がない場合）

現在は、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいません。
 もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記の（✓印を入れた）とおり、相違ありません。
 また、この書類は、高知県税務課を経由して、高知県内の市町村へ提供されることに同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

〒

住 所

(申請者) ふりがな
 商号又は名称

代表者職氏名
 又は氏名

㊟

電 話 番 号 () —

(備考)

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の4及び従業員等の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（平成30年1月1日～同年12月31日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、平成31年4月1日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（平成31年1月1日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第321条の4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6月～翌年5月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第321条の5）

3 申告(誓約)書の作成等について

(1) この様式は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

1による申告か2または3による誓約を行わない場合は、資格審査の申請はできません。

(2) この書類は、審査基準日(申請月の前月の初日)現在で作成し、該当するいずれか一つの項目の前の□欄に、✓印を入れてください。

(3) **1**の場合、個人住民税の特別徴収の実施を確認させていただくために、高知県内において最も多くの従業員等が居住する市町村から送付される直近の**個人住民税特別徴収税額決定通知書の原本**を提示していただきます。

当該通知書が複数枚にわたる場合は、1枚目の原本のみを提示してください。

(4) 新規事業者等のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。

(5) 高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3**により誓約してください。

(6) 平成31年度入札参加資格審査申請において誓約したにもかかわらず、対象者がありながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合は、誓約書は受け付けられないので注意してください。

(7) この様式は、**2部(1部はコピー)提出してください**。1部は、高知県税務課を經由して高知県内の市町村へ提供するために使用します。

問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当) (088)823-9307

高知県市町村振興課(税政担当) (088)823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 建設工事関係の入札参加資格審査について

高知県土木政策課(建設業振興担当) (088)823-9815

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書に記入する「従業員等数」について(参考)

様式の1の枠内に記入していただく「従業員等数」としてカウントする「従業員等」は、地方税法第321条の3第1項の規定により、市町村民税を特別徴収される対象者(給与所得者)をいいます。

地方税法第321条の3第1項に規定される「当該年度の初日(本年度の場合、平成31年4月1日)において給与の支払を受けている」とは、給料日が4月1日であるということではなく、同日現在、給与の支払対象者として在籍している給与所得者という意味です。

また、前年はB社で給与を得ていた、今年度の4月1日には、転職してA社で給与を得ている者は、A社において特別徴収されることとなりますので、A社において、給与所得者数に数えます。

ただし、特別徴収は、原則として、年税額を年12回に分けて、毎月の給与から天引きしますので、給与の支給期間が1月を超える者(月給ではなく、給与の支払が2箇月単位とか、半年単位、あるいは不規則な場合など)は、対象になりません。

この特別徴収すべき対象者を、1月1日(市町村民税の賦課期日)現在の住所地で分類し、最も多く居住する市町村名と、人数を記入していただくこととなります。

以下の例を参考にしてください。

	H30年中の 給与所得	H31.1.1の 住所地	H31.4.1の 給与所得	H31年度における特別徴収の仕方
ア	A社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
イ	A社から	南国市	A社から	A社が特別徴収→南国市へ
ウ	B社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
エ	A社から	徳島市	C社から	C社が特別徴収→徳島市へ
オ	無職	高知市	A社から	前年に給与所得がないので、特別徴収しない
カ	A社から	南国市	無職	年度初日に給与がないので、特別徴収しない

上表(従業員等がア～カの6人)の状況で、A社が、入札参加資格審査申請をする場合、A社が平成31年度において特別徴収すべき給与所得者は、ア、イ、ウの3人で、そのうち、高知市が2人(ア、ウ)、南国市が1人(イ)なので、記入欄には、以下のとおり記入します。

市町村名	高知市	従業員等数	2人
------	-----	-------	----

なお、個別の事案や特別徴収に関する手続については、市町村役場の住民税担当課へお問い合わせ下さい。

主要材料（記載例）

別添様式

年度 第 号

工事 採 旦

監督職員確認欄 職氏名

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注意：使用材料承諾願いでは、使用する材料を記載すること。

(注)記載内容が確定後、監督員の署名・押印を受けて下さい。記名・押印の無い場合は認められません。提出前に今一度確認して下さい。

分類	品名	規格寸法	予定数量	製造者	納入者	品質証明 (有・無)	JISマーク表示 (有・無)	搬入時期	県内産資材	木材証明書
コンクリート二次製品	U型側溝	車道用 300	50本	〇〇ブロック	〇〇ブロック	〇	〇	10月10日頃	〇	
"	ボックスカウル	H2m × B3m × 1.5m	5基	〇〇コンクリート	△△建材			〇月10日頃	-	
木材	丸太	末口 12cm	50本	〇〇製材	△△商事			〇月10日頃	〇	注1 ○
									-	注2 -
									-	注3 ○
									-	注4 -
その他	生コンクリート	21-8-40 BB	150m ³	〇コンクリート(有)	〇コンクリート(有)		〇	10月1日頃	〇	

(注)入札参加資格審査の地域点数で加点されるものは、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合です。

県内産資材……高知県内で製造加工必要に応じて、所在地を確認できる資料を監督員に提示すること。

主要な材料のみの記載でよい。大型ブロック等で、標準型・半角型等々がある場合、全ての記載は必要なく標準型のみでよい。(写真撮影も標準型のみでよい)

(注)砕石や生コンクリートなどの「その他」に分類されるものは県産材であっても対象となりません。修正がある場合は、上記監督職員までお問い合わせ下さい。

木材、その他資材の区別を記入すること
 証明書等のある場合のみ〇印を記入すること。(使用材料の品質証明書等は受注者が保管すること。)
 日JIS認定又は新JIS認証のある場合のみ〇印を記入すること。
 購入先を記入すること。製造者から直接、購入する場合は製造者名を記入すること。
 で製造・加工された資材を使用する場合に、〇印を記入すること。(必要に応じて製造者の所在地が確認できる資料を整備しておくこと。)
 使用(納入)証明書(高知県内の山林で育成した木であることの証明)がある場合に、〇印を記入すること。
 は記載の対象とならないので注意すること。

木材製品の記入について

- 注1: 高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合
- 注2: 県外の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合
- 注3: 高知県内の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合
- 注4: 県外の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合

第6 資格の決定及び通知について

資格決定通知書は、3月末までに申請者あてに郵送します。

(資格決定通知書の例：イメージ)

元高土政第 号
令和2年 月 日

〒780-0000
高知市
丸の内1-2-20
株式会社〇〇建設
代表取締役 〇〇 △△ 様

高知県知事 〇〇 △△△
(公印省略)

資格決定通知書

令和2年度高知県建設工事競争入札参加資格について、審査の結果、下記の資格があるものと決定しました。

許可 00-009999 号

記

建設工事の種類	等級	総合点数	経審点数	特例加算	工事成績	優良工事	監理技術者	技術研修	特許	公共元請	工事施工	指名停止	ISO	エコアクション	次世代・見守り・協力	安全対策	不当要求防止講習	従事職員	障害者	災害協力	県産品	ボランティア	コンプライアンス	
土木一式工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有
建築一式工事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有
・																								
・																								
・																								

第7 資格の取消について

次に該当した場合は資格を取り消します。

- 1 建設業の許可を取り消された場合
- 2 申請書類の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合
- 3 要綱第3条第5項第5号から第9号まで（P1-2 参照）のいずれかに該当することとなった場合（破産、許可の廃業、銀行当座取引停止等）
- 4 入札参加資格を辞退したとき。
- 5 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき。

第8 入札参加資格審査申請後の変更届

次に掲げる事項に変更があれば、各様式により **土木政策課または管轄の土木事務所** へ提出して下さい。

様式の種類	建設業許可の変更届出書 様式第 22-2 号 (P3-121 参照) 3 部提出	入札参加資格審査申請書記載 事項の変更届 (P1-86 参照) 2 部提出
項 目	① 商号又は名称 ② 所在地 ③ 代表者 ④ 郵便番号 ⑤ 電話番号	⑥ F A X 番号 ⑦ 消費税の課税・免税 ⑧ 年間委任に関する事項 ⑨ メールアドレス ⑩ 会社法上の親会社・子会 社の関係 ⑪ 役員の兼任 ⑫ 許可換え ⑬ その他

第9 資格の承継及び再審査について

資格の承継（引継）

次に該当することとなった場合は、営業の同一性が認められるときに個人の資格（ランク）を引き継ぐことができます。

また、承継の申請をしない場合は、当該資格は取り消されます。

- ① 資格者である個人が法人組織に変更し、法人として許可を受けた場合
- ② 有資格者である個人から営業の譲渡（相続の場合を含む。）を受けた無資格の個人が、建設業の許可を受けた場合

資格者である法人が個人組織に変更した場合は、個人として許可を受けても、資格の承継は認めませんので、ご注意ください。

1 営業の同一性の基準

(1) 人的同一性

- ① 個人が法人組織に変更した場合
 - ・ 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること。
 - ・ 被承継人が代表権を有する常勤の役員で、経營業務管理責任者であること。
- ② 個人から個人への承継の場合
 - ・ 承継人は、配偶者又は2親等以内の親族で、事業が他の者に分割されていないこと。
 - ・ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有し、原則として経營業務管理責任者であること。
- ③ 技術職員が、原則として引き継がれていること。

(2) 物的同一性

- ① 被承継人の事業年度と承継人（承継法人）の事業年度が連続すること。（個人から個人への承継で、やむを得ない事情により連続していない場合を除く。）
- ② 債権、債務が引き継がれていること。
- ③ 機械装置、車両運搬具、工具、器具が原則として引き継がれていること。
- ④ 自己資本に大きな変動がないこと。（土地、家屋、現金、その他営業に無関係な個人資産を除き、原則として全ての資産を引き継ぐこと。）

(3) その他

- ① 被承継人が建設業を廃業すること。
- ② 所在地が、原則として同一であること。
- ③ 法人の場合
 - 被承継人（個人）の債権、債務の引継が、総会において議決されていること。
 - （総会における議決は、引き継ぐべき資産、負債の内容を明記した明細書を持って、具体的に議決を行うこと。）
- ・ 個人の場合
 - 他の相続権者が建設業についての相続を放棄していること。

2 申請の方法

申請は、建設業の新規許可申請及び被承継人の廃業届を同時に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書（P1-85）
- ② 被承継人（個人）の事業打ち切りの決算書
- ③ 営業譲渡契約書の写し
- ④ 引継の明細書
- ⑤ 引継関係確認書類
 - ・ 法人の場合 総会議事録 営業譲渡後の貸借対照表

・個人の場合 他の相続権者の同意書(相続の場合)、戸籍謄本及び相続関係図、住民票

⑥その他

(2)提出先 高知県土木部土木政策課建設業振興担当

※法人組織に変更した場合は、設立日を審査基準日とする経営事項審査を可能な限り早く受けること

資格の再審査（組織変更等）

次に該当することとなった場合は、随時資格審査を受けることができます（任意申請）。実際の審査は（2）の書類をととのえていただいてからになりますが、**審査を受ける予定があれば、別に定める様式（P1-87）により、速やかにその旨を届出て下さい。**

①合併

②分割または他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継

③事業の一部の譲渡または他の有資格者からの事業の全部若しくは一部の譲受

（分割会社・譲渡会社が引き続き資格の一部を有する場合は、分割会社・譲渡会社も同時に資格審査申請が必要）

④協業組合の設立 **※審査手続等については予めご相談下さい**

(1)審査基準日

合併、事業譲渡、会社分割等の翌日

(2)提出書類

①高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書類一式

②経営事項審査申請書類一式

③合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

④合併等に係る総会議事録の写し

⑤合併、会社分割等後の登記簿謄本

⑥その他 参考となる書類

(3)審査方法

対面審査

その他の再審査

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告することとなっていますので、任意の様式により届出を行って下さい。**再審査を受ける予定であれば、別に定める様式（P1-87）により、届出をお願いします。**実際の審査は、（2）の書類をととのえていただいてからになります。

（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

①会社更生法の手続開始の申立てを行った者

②特定調停の手続開始の申立てを行った者

③民事再生法の手続開始の申立てを行った者

(1)審査基準日

受審日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

(2)提出書類

①高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書類一式

②経営事項審査申請書類一式

③手続開始の決定書の写し

④貸借対照表及び損益計算書

⑤その他 参考となる書類

(3)審査方法

面接審査

年 月 日

高知県知事 様

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

高知県建設工事競争入 札参加資格承継申請書

年 月 日付けをもって下記のとおり事業承継しましたので、高知県建設工事競争入札参加資格の承継の申請をします。

記

区分	許可番号 許可年月日	商号又は名称	代表者名	所在地
譲渡業者	() 第 号 年 月 日			
譲受業者				

年 月 日

高知県知事

様

許 可 番 号 第 号
主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

高知県建設工事競争入札参加 資格審査申請書記載事項変更届

令和 年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

なお、変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			年 月 日

※ 2部提出すること

合併等に関する届出書

年 月 日

高知県知事

様

許 可 番 号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

以下の事由により、高知県建設工事競争入札参加資格の再審査を受ける予定ですので、届出ます。

<p>届出に係る事実 (該当する番号を○で囲むこと。)</p>	<p>1 合併 2 分割 3 他の法人の分割による営業の全部又は一部の承継 4 事業の一部の譲渡 5 他の有資格者からの事業の全部又は一部の譲受け 6 協業組合の設立 7 会社更生法による更生手続開始の申立てを行った 8 特定調停の手続開始の申立てを行った 9 民事再生法による再生手続開始の申立てを行った 10 その他</p>
<p>届出に係る事実の具体的内容</p>	
<p>合併、分割、営業譲渡等の日または更生手続開始等の申立てを行った日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

<入 札 関 係> 参 考 資 料

第1 平成31年度建設工事ランク基準表

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱に基づき算出した総合点数により、業種ごとのランクを決定する。

	A	B	C	D
土木一式工事	1200以上	1199～880	879～660	659以下
建築一式工事	760以上	759～660	659～570	569以下
その他の工事	790以上	789以下		

平成31年度 ランク別業者数

(県内建設業者H31. 4. 1現在)

業 種	A	B	C	D	合計	30年度	増減
土木一式工事	25	266	270	299	860	880	-20
建築一式工事	138	81	68	61	348	356	-8
大工工事	0	31			31	32	-1
左官工事	1	10			11	11	0
とび土工工事	191	549			740	751	-11
石工事	2	169			171	168	3
屋根工事	0	35			35	34	1
電気工事	76	109			185	182	3
管工事	78	291			369	370	-1
タイルれんが工事	1	22			23	22	1
鋼構造物工事	15	296			311	301	10
鉄筋工事	0	7			7	8	-1
舗装工事	52	467			519	523	-4
しゅんせつ工事	10	288			298	296	2
板金工事	0	10			10	9	1
ガラス工事	0	7			7	9	-2
塗装工事	22	173			195	186	9
防水工事	14	63			77	75	2
内装工事	3	39			42	42	0
機械器具設置工事	17	55			72	72	0
熱絶縁工事	0	6			6	6	0
電気通信工事	18	44			62	61	1
造園工事	17	160			177	178	-1
さく井工事	4	20			24	24	0
建具工事	1	13			14	15	-1
水道施設工事	82	486			568	575	-7
消防施設工事	3	51			54	50	4
清掃施設工事	0	2			2	2	0
解体工事	166	436			602	607	-5
のべ業者数					5,820	5,845	-25
実業者数					1,319	1,339	-20

第2 希望区域登録の申請について

高知県内に複数の営業所を有する者で、主たる営業所以外の営業所（支店等）が所在する土木事務所所管区域において、令和2年度建設工事競争入札の入札参加を希望する者の登録の受付を行います。

令和元年12月中旬から令和2年1月中旬までお知らせを行い、受付期間は、令和2年1月上旬から中旬までとします。

(詳細のHPへの掲載は、令和元年12月中旬の予定)

高知県土木部土木政策課 契約担当

令和2年度に高知県が競争入札により発注する次の対象工事の入札参加資格に関して、主たる営業所所在地の土木事務所所管区域以外での入札参加を希望する土木事務所所管区域（以下「希望区域」という。）の登録を希望する者の申請の受付を行います。

申請についてのお知らせは令和元年12月中旬（予定）、受付期間は、令和2年1月上旬から中旬までとします。

登録希望者は次の点に注意して、土木政策課契約担当まで申請書を提出（持参又は郵送、締切日必着のこと。）して下さい。

1 登録対象者

令和2年度に実施される建設工事競争入札において、希望区域での入札参加を希望する者のうち、次の要件を満たしている者

- (1) 令和2年度高知県建設工事競争入札参加資格申請をした者
- (2) 希望区域に建設業法第3条の許可を受けた営業所がある者で、令和2年4月1日時点で当該営業所が建設業法第3条の許可を受けてから1年以上経過している者

注 この希望区域の登録を受けた者は、登録にあたって選択した営業所が所在する所管区域以外の区域を所管する土木事務所長が特に必要があると認めて選定する場合以外は、当該営業所が所在する所管区域以外の入札には参加できません。（A等級格付者は、当該所管区域内の建設業者を入札参加者とする入札参加資格要件を設けない一般競争入札においては、すべての土木事務所の入札に参加できます。）

2 対象建設工事

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、競争入札により発注する建設工事（ただし、舗装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊の技術を要する工事を除く。）

3 入札参加希望区域の登録方法

「令和2年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請書」をHPからダウンロードのうえ、提出して下さい。

- (1) 申請書の提出部数

1部

- (2) 問い合わせ及び提出先

高知県土木部土木政策課契約担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20

Tel 088-823-9813

- (3) 申請書様式掲載場所

高知県庁土木政策課ホームページ内 (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>)

- (4) その他

年度途中での申請は認めません。ただし、年度途中に主たる営業所（本店）が移転となり希望区域登録を新たにやりたいという場合には、個別にご相談下さい。

平成 30 年 12 月 12 日

平成 31 年度建設工事競争入札希望区域登録の申請について

高知県土木部土木政策課 契約担当

平成 31 年度に高知県が競争入札により発注する次の対象工事の入札参加資格に関して、主たる営業所所在地の土木事務所所管区域以外での入札参加を希望する土木事務所所管区域（以下「希望区域」という。）の登録を希望する者の申請の受付を行います。

登録希望者は次の点に注意して、平成 31 年 1 月 4 日（金）から平成 31 年 1 月 25 日（金）までの間に土木政策課契約担当まで申請書を提出（持参又は郵送、当日必着のこと。）してください。

記

1 登録対象者

平成 31 年度に実施される建設工事競争入札において、希望区域での入札参加を希望する者のうち、次の要件を満たしている者

(1) 平成 31 年度高知県建設工事競争入札参加資格申請をした者

(2) **希望区域に建設業法第 3 条の許可を受けた営業所がある者で、平成 31 年 4 月 1 日時点で当該営業所が建設業法第 3 条の許可を受けてから 1 年以上経過している者**

注 この希望区域登録を受けた者は、登録にあたって指定した営業所が所在する所管区域以外の区域を所管する土木事務所長が特に必要があると認めて選定する場合以外は、当該営業所が所在する所管区域以外の入札には参加できません（A 等級格付者は、当該所管区域内の建設業者を入札参加者とする入札参加資格要件を設けない一般競争入札においては、すべての土木事務所の入札に参加できます。）。

入札参加資格において主たる営業所の所在地を要件とするときは、希望区域登録で指定した営業所の所在地により判断します。

2 対象工事 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、競争入札により発注する建設工事（ただし、舗装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊の技術を要する工事を除く。）

3 入札参加希望区域の登録方法

「平成 31 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請書」を HP からダウンロードのうえ、必要事項を記載のうえ提出してください。

(1) 申請書の提出部数

1 部

(2) 問い合わせ及び提出先

高知県土木部土木政策課契約担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目 2-20

Tel 088-823-9813

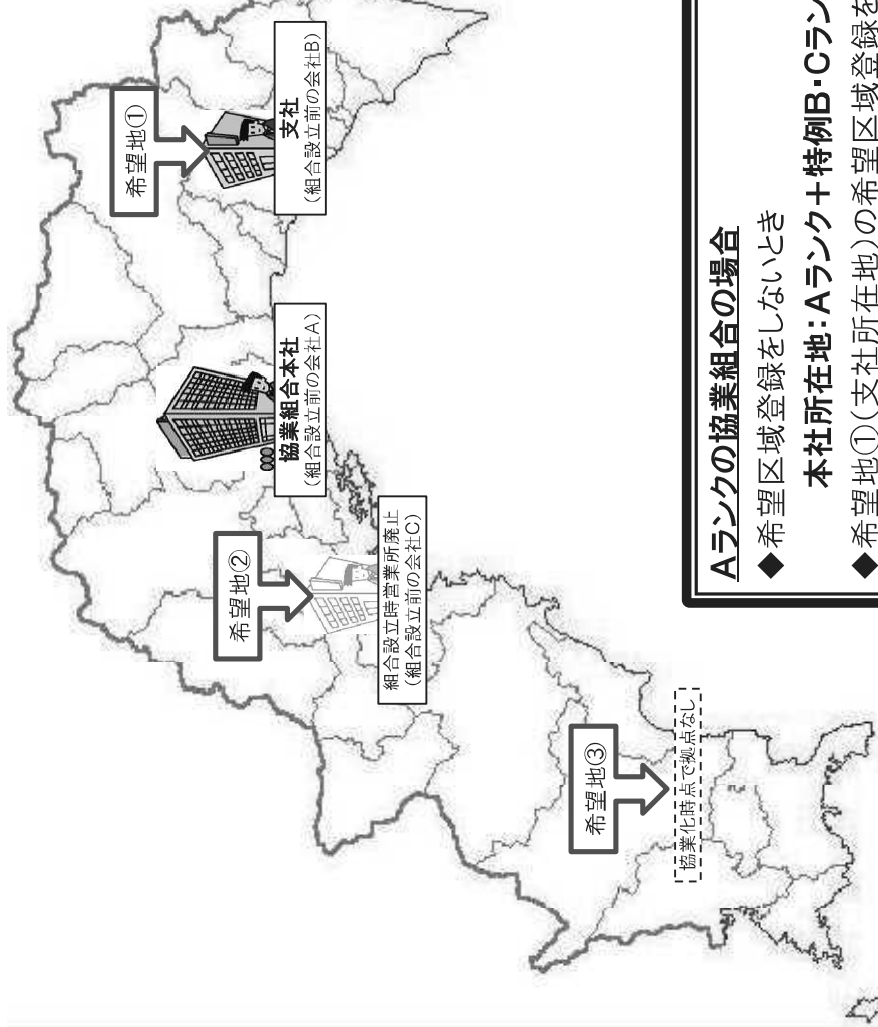
(3) 申請書様式掲載場所

土木政策課ホームページ内

(4) その他

年度途中での申請は認めません。ただし、年度途中で主たる営業所（本店）が移転となり希望区域登録を新たに行いたいという場合は、個別にご相談ください。

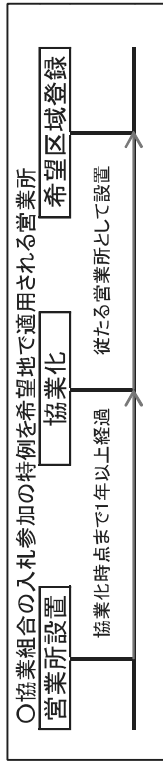
協業組合における希望区域登録の取扱いについて(概念図)



◆Aランク業者の場合の入札参加ランク適用

ランク	通常		協業組合 設立後 5年間 (希望区域 登録なし)		希望区域登録 希望地① (拠点あり)		希望区域登録 希望地②・③ (拠点なし)	
	本社	希望区域	本社	希望区域	本社	希望区域	本社	希望区域
A	○	○	○	○	△	○	△	△
B	—	○特例	○特例	○特例	×	×	○特例	○特例
C	—	○特例	○特例	○特例	×	×	○特例	○特例

- ◆Aランクでは、原則として地域を限定しないため、希望区域登録に関わらず本社(主たる営業所)所在地を所管する土木事務所発注工事でも入札参加できる(△表示)。
- ◆希望地での特例措置による入札参加については、希望地に所在する営業所が組合設立の1年以上前から設置され、協業化以後も継続して設置していることを要件とする。
- ◆前段の要件を満たさない場合の特例措置による入札参加については、協業組合の主たる営業所が所在する土木事務所の所管区域でのみ認める。



Aランクの協業組合の場合

- ◆希望区域登録をしないとき
本社所在地:Aランク+特例B・Cランク
- ◆希望地①(支社所在地)の希望区域登録をしたとき
本社所在地:(Aランク・地域指定なし)
支社所在地:Aランク+特例B・Cランク
- ◆組合設立後、新たに設置した営業所所在地(希望地②または③)の希望区域登録をしたとき
本社所在地:(Aランク地域指定なし)+特例B・Cランク
希望地②または③:Aランク
(※拠点を有しない区域では特例を認めない)

◎希望区域登録をした場合、本社では、本社の所在地域を主たる営業所とする要件の案件では入札に参加できない。

高知県建設工事指名停止措置要綱

(指名停止)

第1条 知事は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1の各号及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について県が発注する建設工事の入札参加者の指名の対象外(以下「指名停止」という。)とするものとする。

2 契約担当者(高知県契約規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、前項又は次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 知事は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該別表各号に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって当該事案に係る指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、再度同表の各号に掲げる措置要件

のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再度別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号及び第4号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表第2の第1号から第3号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間に、再度同表の第1号から第3号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 別表第2の第4号から第10号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間に、再度同表の第4号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号並びに前各項及び次条の規定による期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 知事は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき（前条第2項の規定に該当することとなったときを除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の第4号、第7号又は第8号に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2の第4号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（昭和40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による知事による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなったときを除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1月を加算した期間
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2の第7号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなったときを除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1月を加算した期間

（指名停止の通知）

第5条 知事は、第1条第1項若しくは第2条の規定により指名停止を行い、若しくは第3条第5項の規定に基づき指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をするときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 知事は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(高知県建設工事指名停止等措置要領の廃止)

2 高知県建設工事指名停止等措置要領(昭和62年1月高知県告示第50号)は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月27日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高知県建設工事指名停止措置要綱別表第2の規定は、この施行の日以後の贈賄及び不正行為等に対して適用し、同日前の贈賄及び不正行為等に対しては、適用しない。

別表第1（第1条、第3条関係）

県内において生じた事故等に対する措置基準

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>（1） 県発注工事（県、県が出資する公社等の発注する工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>（2） 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（<small>か</small>疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（3） 県内における工事で県発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、<small>か</small>疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>（4） 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>（5） 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（6） 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

(7) 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上2月以内

別表第2（第1条、第3条、第4条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措置要件	期間
<p>（贈賄）</p> <p>（1） ア、イ又はウに掲げる者が県の職員（県が出資する公社等の役職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>7月以上28月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上16月以内</p>
<p>（2） ア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上16月以内</p> <p>2月以上10月以内</p>
<p>（3） ア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4月以上16月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上8月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>（4） 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契</p>	<p>当該認定をした日から6月以上24月以内</p>

約の相手方として不相当であると認められるとき。

(5) 県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から5月以上20月以内

(6) 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上16月以内

（競売入札妨害又は談合）

(7) 県発注工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から7月以上28月以内

(8) 県発注工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から4月以上24月以内

(9) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から5月以上24月以内

(10) ア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から

ア 県内の他の公共機関の職員

3月以上20月以内

イ 県外の他の公共機関の職員

2月以上16月以内

（暴力団排除）

(11) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等

当該認定をした日から12月以上24月以内

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。

(12) 役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

当該認定をした日から6月以上18月以内

(13) 暴力団関係者を雇用しているとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

(14) 役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

(15) 役員等が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

(16) 役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用して認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

(17) 県発注工事に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用して認められるとき。

当該認定をした日から6月以上18月以内

<p>(18) 県発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けながら、県への報告を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>(19) 県発注工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上14月以内</p>
<p>(20) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>(21) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>
<p>(22) 代表役員等が飲酒運転若しくは無免許運転により逮捕若しくは検挙され、若しくは人身事故を起こしたとき又は交通違反により発生した事故が重大であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(23) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>

高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い

【本則関係】

1 指名停止（第1条関係）

- (1) 指名停止の事務手続きについては、土木部土木政策課において行う。
- (2) 建設工事を発注する本庁の課長及び出先機関長は、工事事故が発生した場合、土木部土木政策課長に直ちに連絡の上（出先機関長においては、主管課長を経由の上）、第1号様式による工事事故等報告書により報告する。
なお、その後の経過についても、同様式により報告する。
- (3) 建設工事を発注する本庁の課長及び出先機関長は、有資格業者が指名停止の措置要件に該当することが明らかになった場合は、土木部土木政策課長に直ちに連絡の上、第2号様式による指名停止事項該当業者報告書により報告する。
なお、出先機関長においては、主管課長を経由のうえ、報告する。また、措置要件に該当するか否か疑義があるときは、土木部土木政策課長と協議するものとする。
- (4) 指名停止に該当する事由の確認は、原則として公共機関によりその事由を確認することができるもの又は主要報道機関により報道された記事等によるものとする。
- (5) 測量、建設コンサルタント業務等の委託業務についても、建設工事に準じた取扱いを行う。
- (6) 要綱第1条第1項及び第2条の規定により指名停止を行うとき並びに第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときであって、指名停止期間が12月を超えるときは、必要に応じて高知県建設工事指名業者選定審査会の意見を聴くものとする。
- (7) 指名停止の措置に際し、必要に応じて関係部局長又は警察本部長の意見を聴取するものとする。
- (8) 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合は、指名停止の通知は、別途行うものとする。

2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止（第2条関係）

- (1) 共同企業体について指名停止を行う場合で、当該工事の施工方法が共同施工方式でなく、分担施工方式である等、明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる有資格業者の構成員については除くものとする。
- (2) 要綱第2条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定共同企業体は、対象としない。
なお、平成16年4月1日から受注することができる共同企業体は、特定共同企業体に限る。

3 指名停止の期間の特例（第3条関係）

- (1) 指名停止措置要件に該当する複数の事案がある場合の措置期間は、当該複数事案の各措置期間の合計とする。
- (2) 短期加重措置期間の適用関係は、表－1及び表－2のとおりとする。
- (3) 短期加重措置の対象となった場合であって、要綱第4条各号のいずれかに該当することとなったときは、短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うものとする。
- (4) 指名停止の期間は、3年以内とする。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例（第4条関係）

- (1) 要綱第4条第1号に該当することとなった場合であって、同条第2号又は第3号に該当することとなったときは、同条第1号に規定する期間に同条第2号又は第3号に規定する期間を加重するものとする。
- (2) 要綱第4条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 要綱第3号並びに別表第2第2号、第3号、第6号、第9号及び第10号において、「他の公共機関の職員」とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。また、私人であっても、その職務が公共性を持つため特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 指名停止の通知（第5条関係）

- (1) 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止を解除したときは、第3号様式による指名停止通知書、第4号様式による指名停止期間変更通知書又は第5号様式による指名停止解除通知書により、また関係部局長等に対しては、第6号様式による建設業者指名停止通知書、第7号様式による建設業者指名停止期間変更通知書又は第8号様式による建設業者指名停止解除通知書により通知するものとする。
- (2) 契約担当者は、要綱第1条第2項の規定により指名を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、その旨を第9号様式による指名取消通知書により通知するものとする。

6 随意契約の相手方の制限（第6条関係）

指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とする場合のやむを得ない事由は、建設工事の施工方法が特許権に係るものを施工するとき等のほかをもって替え難い場合をいう。

附 則

(施行日)

- 1 この取扱いは、平成17年9月1日から施行する。

(高知県建設工事指名停止等措置要領の取扱いについて及び工事成績不良者又は委託業務成績不良者に対する指名回避の取扱いについての廃止)

- 2 高知県建設工事指名停止等措置要領の取扱いについて(平成11年1月20日10監第1196号)及び工事成績不良者又は委託業務成績不良者に対する指名回避の取扱いについて(平成17年4月1日17高建管第19号)は、廃止する。

(施行日)

この取扱いは、平成18年5月26日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成18年7月27日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成20年4月11日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成22年8月2日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成24年10月5日から施行する。

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い別表第2関係の規定は、この施行の日以後の贈賄及び不正行為等に対して適用し、同日前の贈賄及び不正行為等に対しては、適用しない。

(施行日)

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。

【別表第1関係】（県内において生じた事故等に対する措置基準）

1から4までに掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める期間を指名停止の期間とする。

1 虚偽記載（第1号関係）

- (1) 県発注工事（県、県が出資する公社等の発注する工事をいう。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

- (2) 「認定した日から」とは、当該事実が措置要件に該当すると認められたときとする。以下同じ。

2 過失による粗雑工事（第2号、第3号関係）

- (1) 県発注工事に係る過失による粗雑工事（第2号関係）

県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（^{かし}瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件（具体例）		期間
工事成績等	工事成績の評定点の合計 50点以上60点未満	1月
	50点未満	2月
	委託業務成績の評定点の合計 40点以上50点未満	1月
	40点未満	2月
完成検査以降	^{かし} 瑕疵	1月以上3月以内
	重大な ^{かし} 瑕疵	4月以上6月以内

(注) 重大な^{かし}瑕疵とは、原則として建設業法（昭和24年法律第100号）第28条違反等に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

- (2) 一般工事に係る過失による粗雑工事（第3号関係）

県内における工事で県発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、^{かし}瑕疵が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間
重大な ^{かし} 瑕疵	1月以上3月以内

(注) 重大な瑕疵^{かし}とは、原則として建設業法（第28条違反など）に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

3 県発注工事契約違反（第4号関係）

第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

措置要件（具体例）	期間
（完成期限の違反）	
1 正当な理由がなく完成期日に完成できなかったとき。	2週間以上1月以内
（その他工事の請負契約違反）	
2 その他工事の請負契約の定め違反したとき。	2週間以上4月以内

4 安全管理措置の不適切により生じた工事事務関係（第5号—第8号関係）

（1）県発注工事に係る公衆損害事故（第5号関係）

県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件（具体例）	期間
（県発注工事の公衆損害事故）	
1 安全管理の措置が不適切であったため	
（1）公衆に損害を与えたとき。	1月
（2）公衆に負傷者を生じさせたとき。	1月
（3）公衆に死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
2 当該事故が重大であると認められるとき。	
（1）公衆に損害を与えたとき。	1月以上2月以内
（2）公衆に負傷者を生じさせたとき。	1月以上3月以内
（3）公衆に死亡者を生じさせたとき。	3月以上6月以内

（2）一般工事に係る公衆損害事故（第6号関係）

一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間
（一般工事の公衆損害事故）	
当該事故が重大であると認められるとき。	
（1）公衆に損害を与えたとき。	1月

(2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。	1 月以上 2 月以内
(3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1 月以上 3 月以内

(3) 県発注工事に係る工事関係者事故（第7号関係）

県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

措置要件（具体例）	期間
(県発注工事の工事関係者事故)	
1 安全管理の措置が不適切であったため。	
(1) 工事関係者が負傷したとき。	2 週間
(2) 工事関係者が死亡したとき。	2 週間以上 1 月以内
2 当該事故が重大であると認められるとき。	
(1) 工事関係者が負傷したとき。	3 週間以上 1 月以内
(2) 工事関係者が死亡したとき。	1 月以上 4 月以内

(4) 一般工事に係る工事関係者事故（第8号関係）

一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上2月以内

措置要件（具体例）	期間
(一般工事の工事関係者事故)	
当該事故が重大であると認められるとき。	
(1) 工事関係者が負傷したとき。	2 週間
(2) 工事関係者が死亡したとき。	2 週間以上 2 月以内

(5) 工事事故に関する判断事項（第5号—第8号関係）

ア 県発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

(ア) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合

(イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合

イ 県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(ア)に掲げる場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 発注者において設計図書等で、具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(イ) 当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

ウ 県発注工事における事故について、損害を与え又は負傷者を生じさせたときの判断基準は、おおむね次に掲げるところによる。

(ア) 損害とは、200万円以上の損害をいう。

(イ) 負傷者とは、全治60日以上 of 傷病者をいう。

エ 県発注工事における事故について、当該事故が重大であると認められるときは、安全管理における過失の程度又は事故の大きさにより判断するものとする。

なお、事故の大きさの判断基準は、おおむね損害が500万円以上の場合又は死傷者が2人以上の場合をいう。

オ 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として「当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合」とする。

【別表第2関係】（贈賄及び不正行為等に対する措置基準）

1 贈賄（第1号－第3号関係）

（1）県職員に対する贈賄（第1号関係）

ア、イ又はウに掲げる者が県の職員（県が出資する公社等の役職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）

なお、「代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員」とは、専務取締役以上をいう。

イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）

ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）

逮捕又は公訴の提起を知った日から4月以上28月以内

措置要件（具体例）	期間
（県の職員に対する贈賄） 贈賄で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 7月以上28月以内 6月以上24月以内 4月以上16月以内

（2）県内の他の公共機関の職員に対する贈賄（第2号関係）

ア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 代表役員等

イ 一般役員等

ウ 使用人

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上24月以内

措置要件（具体例）	期間
（県内の他の公共機関の職員に対する贈賄） 贈賄で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6月以上24月以内 4月以上16月以内 2月以上10月以内

（3）県外の他の公共機関の職員に対する贈賄（第3号関係）

ア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- ア 代表役員等
- イ 一般役員等
- ウ 使用人

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上16月以内

措置要件（具体例）	期間
（県外の他の公共機関の職員に対する贈賄） 贈賄で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 4月以上16月以内 3月以上12月以内 2月以上8月以内

2 独占禁止法違反（第4号－第6号関係）

（1）県発注工事における独占禁止法違反（第4号関係）

県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から6月以上24月以内

（2）県内における独占禁止法違反（第5号関係）

県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から5月以上20月以内

（3）県外における独占禁止法違反（第6号関係）

県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上16月以内

（4）指名停止措置を行う時期

ア 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号、第5号及び第6号関係）は、（ア）から（エ）までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

（ア）排除措置命令

（イ）課徴金納付命令

（ウ）刑事告発

（エ）有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

イ 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ウ 別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

(5) 業務（第5号関係）とは、個人の私生活上の行為以外であって有資格業者の業務全般をいう。

3 競売入札妨害又は談合罪（第7号—第10号関係）

(1) 県発注工事に関する違反（代表役員等）（第7号関係）

県発注工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から7月以上28月以内

(2) 県発注工事に関する違反（一般役員等又は使用人）（第8号関係）

県発注工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から4月以上24月以内

(3) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関する違反（代表役員等）（第9号関係）

他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から5月以上24月以内

(4) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関する違反（一般役員等又は使用人）（第10号関係）

次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 県内の他の公共機関の職員

逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上20月以内

イ 県外の他の公共機関の職員

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上16月以内

4 暴力団排除（第11号—第18号関係）

ア 暴力団員又は暴力団準構成員と認められるとき（第11号関係）

代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は

暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。

当該認定をした日から12月以上24月以内

イ 暴力団関係者を使用したとき（第12号関係）

役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

当該認定をした日から6月以上18月以内

ウ 暴力団関係者を雇用しているとき（第13号関係）

当該認定をした日から1月以上6月以内

エ 暴力団又は暴力団関係者に対して財産上の利益を与えたとき（第14号関係）

役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

オ 暴力団又は暴力団関係者と関係を有していると認めるとき（第15号関係）

役員等が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

カ 暴力団又は暴力団関係者が関与している法人等を利用していると認めるとき（第16号関係）

役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

キ 県発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者が関与している法人等を利用していると認めるとき（第17号関係）

県発注工事に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。

当該認定をした日から6月以上18月以内

ク 県発注工事に関し、不当介入の報告を怠ったとき（第18号関係）

県発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けながら、県への報告を怠ったとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

5 建設業法違反行為（第19号、第20号関係）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、建設業法違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分（他の法令違反での監督処分は除く。）を受けたとき（知事が軽微なものと判断した場合を除く。）。

（1）県発注工事に関する建設業法違反（第19号関係）

県発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から2月以上14月以内

措置要件（具体例）	期間
1 県発注工事に関して、建設業法違反で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 3月以上14月以内 2月以上9月以内 2月以上5月以内
2 県発注工事に関して、建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたとき。 （1）指示処分を受けたとき。 （2）営業停止処分を受けたとき。	2月以上9月以内 3月以上14月以内

（2）県発注工事以外に関する建設業法違反（第20号関係）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第19号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から1月以上14月以内

措置要件（具体例）	期間
1 建設業法違反で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 3月以上14月以内 2月以上9月以内 1月以上5月以内
2 建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたとき。 （1）県内工事において指示処分を受けたとき。 （2）営業停止処分を受けたとき。	1月以上9月以内 1月以上14月以内

6 不正又は不誠実な行為（第21号－第23号関係）

（1）業務に関し不正又は不誠実な行為（第21号関係）

別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上14月以内

ア 第21号において業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の表の場合をいうものとする。

イ 業務とは、個人の私生活上の行為以外であって有資格業者の業務全般をいう。

措置要件（具体例）	期間
<p>（業務に関して不正又は不誠実な行為）</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 （例）刑法（明治40年法律第45号）、商法（明治32年法律第48号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、測量法（昭和24年法律第188号）、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）等</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上14月以内</p>
<p>2 県発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p>	<p>2月以上14月以内</p>
<p>3 県発注工事に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11に掲げる事項に該当する場合</p>	
<p>（1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p>	<p>3月以上14月以内</p>
<p>（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p>	<p>1月以上14月以内</p>
<p>（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p>	<p>2月以上9月以内</p>
<p>（4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者</p>	<p>2月以上9月以内</p>

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者	2月以上9月以内
(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者	1月以上5月以内
4 県発注工事に関して、低入札価格調査制度における審査会の審査の結果、低入札価格調査制度事務処理要領第7の1に該当し失格となった場合	2月
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく行政処分を受けた場合	1月以上9月以内
6 県発注工事に関して、入札等の情報を不正に聞きだそうとするなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 例 「公正な入札・契約の実施について（平成25年3月27日付け24高建管第1333号）」においてとりまとめた違法行為及び公表対象となる「働きかけ」等	1月以上14月以内
7 談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合	1月以上4月以内
8 その他業務に関し、不正又は不誠実な行為等があり、その事実により社会的に重大な影響を及ぼしたと認められるとき。	1月以上14月以内

(2) 第22号、第23号は「業務に関する」場合以外において、代表役員等が反社会性の強い犯罪や破廉恥な行為を行った場合に、契約の相手方として不相当とするもの。

ア 代表役員等の交通違反（第22号関係）

代表役員等が飲酒運転又は無免許運転により逮捕又は検挙されたとき及び交通違反により発生した事故が重大であるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間
(1) 飲酒運転又は無免許運転により逮捕又は検挙されたとき。	2月
(2) 飲酒運転又は無免許運転により人身事故を起こしたとき。	1月以上3月以内
(3) 上記以外の交通違反により、発生した事故が重大であると認められるとき。	2月

イ 刑法犯罪（第23号関係）

別表第1及び別表第2の前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上14月以内

措置要件（具体例）	期間
（代表役員等の刑法違反）	
（1）死刑、懲役又は禁錮の刑の容疑により公訴を提起されたとき。	1月以上14月以内
（2）死刑、懲役若しくは禁錮の刑又は刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	1月以上14月以内

（例）①傷害罪 ②詐欺罪 ③背任罪 ④恐喝罪 ⑤売春防止法違反 ⑥覚醒剤取締法違反
⑦公職選挙法違反 ⑧賭博罪 ⑨脱税（告発された場合） 等

県発注工事事故における指名停止措置について

県発注工事において工事事故が発生した場合、以下の 1 及び 2 の両要件に該当する場合には、表 1 のとおり指名停止措置を行なうこととなります。

なお、この文書は、県発注工事事故発生時における指名停止措置の運用を取りまとめたもので、運用を変更するものではありません。

1 安全管理措置の不適切により生じた事故であること。

- | |
|--|
| (ア) 発注者において設計図書等で、具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 |
| (イ) 当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合 |

※ (ア) について、労働基準監督署から使用停止命令、是正勧告書、指導票が出されている場合は、使用停止命令、是正勧告書が労働安全衛生法等に対する違反がある場合に行われる行政指導であること、指導票は労働者に過失がなく、業者が当該事故に関して事故防止対策に改善する余地があったという観点から、原則指名停止措置に該当します。

※ 事故の原因が「作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合」又は「第三者の行為によるものであると認められる場合」には、原則として指名停止を行いません。

2 「公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。」又は、「工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。」

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 公衆 | 200万円以上の損害、死亡者又は全治60日以上 of 傷病者 |
| (イ) 工事関係者 | 死亡者又は全治60日以上 of 傷病者 |

※ (ア) 及び (イ) のいずれかに該当した場合に 2 の要件を満たします。

※ 公衆には、発注者である高知県も含まれます。

表 1 指名停止期間の範囲

対象	項目	指名停止期間 (通常)	指名停止期間 (重大な場合)
公衆	200万円以上の損害	1 月	1 月以上 2 月以内
	死亡者	2 月以上 4 月以内	3 月以上 6 月以内
	全治60日以上 of 傷病者	1 月	1 月以上 3 月以内
工事関係者	死亡者	2 週間以上 1 月以内	1 月以上 4 月以内
	全治60日以上 of 傷病者	2 週間	3 週間以上 1 月以内

※ 重大な場合は、「安全管理における過失の程度」又は「事故の大きさ」で判断されます。「事故の大きさ」の判断基準は、おおむね損害が500万円以上の場合又は死傷者が2人以上の場合としています。

※ 表 1 は一般的な場合の指名停止期間を示したものです。

指名回避措置基準要領

（指名回避）

第1条 知事は、有資格業者の行為が高知県建設工事指名停止措置要綱（以下「措置要綱」という。）に規定する別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても、県発注工事の適正な施工を確保するため、必要があると認めるときは、情状に応じて、当該有資格業者について指名回避を行うことができる。

（指名回避の要件及び期間）

第2条 指名回避の要件は、下記のとおりとする。

- （1）談合情報等調査委員会において、談合があった可能性が高く、当該入札を無効とする決定があったとき（入札参加業者について、1月～3月。）。
- （2）その他、知事が指名回避をする必要があると認めたとき。

（指名回避の効果）

第3条 指名回避期間中の有資格業者は、次により取り扱うものとする。

- （1）指名業者の選定対象から除外する。
- （2）現に指名しているときは取り消す。
- （3）一般競争入札及び公募型指名競争入札への参加を認めない。

（指名停止期間との調整）

第4条 指名回避期間は、指名停止期間に算入することができる。

（指名回避の手続き）

第5条 指名回避の手続きは、措置要綱を準用する。ただし、措置要綱第6条及び第7条は除くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成17年9月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、平成24年10月5日から施行する。